

調査審議第1号

佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線の環境影響評価及び都市計画手続の進捗状況について … 議 1-1

第226回 長野県都市計画審議会資料

佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線の
環境影響評価及び都市計画手続の進捗状況について

令和8年6月1日（月）

建設部 都市・まちづくり課

目次

- (1) 環境影響評価と都市計画の関係
- (2) 中部横断自動車道の経緯と概要
- (3) 都市計画決定の方針
- (4) 都市計画審議会の経過
- (5) 環境影響評価準備書
- (6) 都市計画案及び環境影響評価準備書の
公告・縦覧及び説明会の状況
- (7) 今後の手続きの流れ（予定）
- (8) その他

(1) 環境影響評価と都市計画の関係

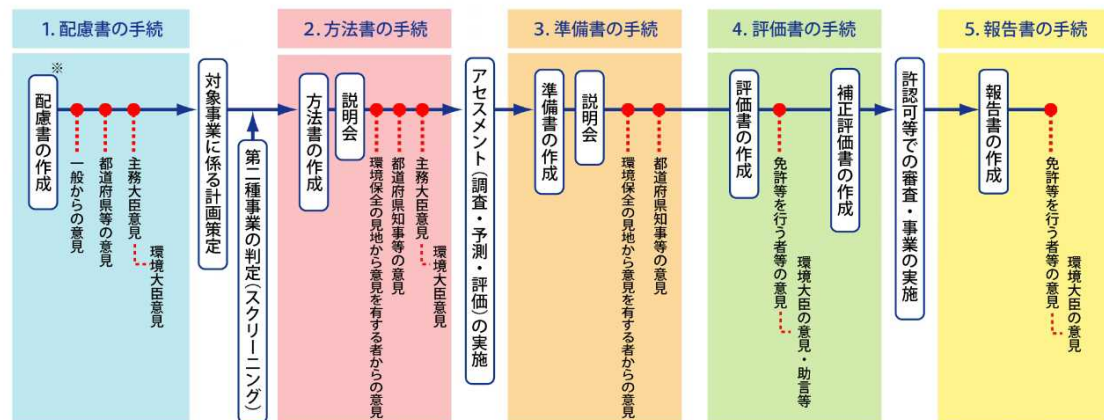
環境影響評価 (環境アセスメント) とは？

環境影響評価 (環境アセスメント) とは、大規模開発事業など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者が、住民や関係自治体などの意見を聴きながら、事業が環境に与える影響について調査・予測・評価し、環境保全のための措置を検討することにより、環境による配慮した事業としていくための制度です。



環境アセスメントの手続

環境アセスメントは、対象事業が周辺の自然環境、地域生活環境などに与える影響について、一般の方々や地域の特性をよく知っている住民の方々、地方公共団体などの意見を取り入れながら、下図の流れに沿って事業者自らが調査・予測・評価を行うことをいいます。



※配慮書の手続については、第2種事業では事業者が任意に実施する。

環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路など	4車線以上のもの	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km~10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km~20km
2 河川		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha~100ha
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha~100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道	すべて	—
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km~10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m~2,500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW~3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW~15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW~1万kW
原子力発電所	すべて	—
太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW~4万kW
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW~1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha~30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha~50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha~100ha
13 宅地の造成の事業 (*1)	面積100ha以上	面積75ha~100ha

○港湾計画 (*2) 埋立・掘込み面積の合計300ha以上

(*1) 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

(*2) 港湾計画については、特例の手続を実施することとなる (14 ページ参照)。

(1) 環境影響評価と都市計画の関係

R8.6.1 第226回 長野県都市計画審議会資料
佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線

<環境影響評価法における都市計画特例について>

第217回 長野県都市計画審議会 (R5.9.15) 配布資料

対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合には、当該都市計画の決定又は変更を行う都道府県知事又は市町村等（都市計画決定権者）が事業者に代わるものとして環境影響評価手続を行うこととしている。

(都市計画決定権者が事業者に代わるものとして環境影響評価手続を行う理由)

都市施設又は市街地開発事業について都市計画決定がなされた場合には、当該都市計画の区域内においては建築物の建築等について許可が必要となるなどの権利制限が課せられることにかんがみれば、都市計画決定の際に環境影響評価その他の手続が行われていない場合には、事後の環境影響評価その他の手続によって当該都市計画を修正すべきとの判断が行われる可能性が残されることとなるので、都市計画の法的安定性を大きく阻害することとなる。一方、事業者が環境影響評価その他の手続を行っていない限り都市計画決定権者が都市計画決定できないとするのは、まちづくりの基本的な権能を著しく減殺することとなる。

環境影響評価その他の手続は、事業計画の熟度を高めていく過程において十分な環境情報のもとに適正な環境保全上の配慮を行っていくことをその本質とするものであり、環境影響評価その他の手続により得られた情報を事業計画に相当する都市計画の内容の検討に生かせるような仕組みとすることが適当である。

したがって、対象事業等が都市計画に定められる場合には、都市計画決定権者が事業者に代わるものとして環境影響評価その他の手続を行うこととした。

(環境影響評価その他の手続と都市計画決定手続と併せて行う理由)

環境影響評価その他の手続と都市計画決定手続とは、双方とも、国民に対して正確な情報を提供して広範な意見を集め、公平中立的な判断を行うことを手続の基本的な考え方としている。このため、これらの手続については、環境影響評価その他の手続においては環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の公告・縦覧及び意見書の提出、都市計画においては都市計画の案の公告・縦覧及び意見書の提出という類似した手続が設けられている。

また、準備書は、都市計画に定められる事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するために、その事業が環境に与える影響を評価するための図書であるが、都市計画決定の手続においては、環境面から都市計画の案の合理性・妥当性を判断する際の図書である。

このように、双方の手続は密接な関連を有していることから、都市計画決定権者が双方の手続を行うに当たっては、これらを併せて行うこととしたものである。

(1) 環境影響評価と都市計画の関係

R8.6.1 第226回 長野県都市計画審議会資料
佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線

第217回 長野県都市計画審議会 (R5.9.15) 配布資料

都市計画特例の具体的内容

- ① 都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価その他の手続を行うこと。
- ② 都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合には、事業者が行う環境影響評価その他の手続に係る規定を読み替えて適用すること。
- ③ 都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合には、**準備書の公告及び評価書の公告を、都市計画の案の公告及び都市計画の告示と併せて行うこと。**
- ④ 都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合には、**準備書の縦覧及び評価書の縦覧を、都市計画の案の縦覧及び都市計画の縦覧と併せて行うこと。**
- ⑤ 都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合には、**内容が不分明である意見書については準備書に対する意見書と都市計画の案に対する意見書の双方とみなすこと**ができること。
- ⑥ **評価書を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議すること。**
- ⑦ 都市計画の案の縦覧期間等を準備書の縦覧期間等と合わせること。
- ⑧ 都市計画決定権者は、**都市計画決定に当たって評価書の記載事項に配慮すること。**
- ⑨ 都市計画の同意を行う国土交通大臣又は都道府県は、当該都市計画が評価書の記載事項に配慮して定められているかを審査すること。
- ⑩ 都市計画決定権者は、都市計画を変更する場合には、環境影響評価その他の手続を再実施すること。
- ⑪ 都市計画決定権者は、事業者が既に行っている環境影響評価その他の手続を引き継ぐことができること。
- ⑫ 都市計画決定権者は、環境影響評価その他の手続を行うために必要な協力を事業者等に求めることができること。

(1) 環境影響評価と都市計画の関係

R8.6.1 第226回 長野県都市計画審議会資料
佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線

第217回 長野県都市計画審議会 (R5.9.15)
配布資料を一部修正 (「現在」を時点修正)

〈環境影響評価の手続〉

配慮書 (計画段階評価)

計画段階において環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について示します。

方法書

どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかを示します。

調査

測定や観察など

予測

事業を実施した場合の環境変化を予測

評価

実行可能な最大限の対策がとられているか
基準・目標等を達成しているか

準備書

調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、
環境の保全に関する考え方をとりまとめます。

評価書

準備書に対する意見を踏まえて検討し、必要に応じ準備
書の内容を見直して作成します。

〈都市計画の手続〉

都市計画の原案

都市計画原案を作成し、説明会、公聴会を開催し、地
域の皆様からのご意見を踏まえ、都市計画の案を作成
します。

現在

都市計画の案

都市計画の案を縦覧し、地域の皆様のご意見を受け
付けます。

付議

都市計画審議会

都市計画の決定

同時に
公告縦覧

付議

同時に
公告・告示
縦覧
議1-6

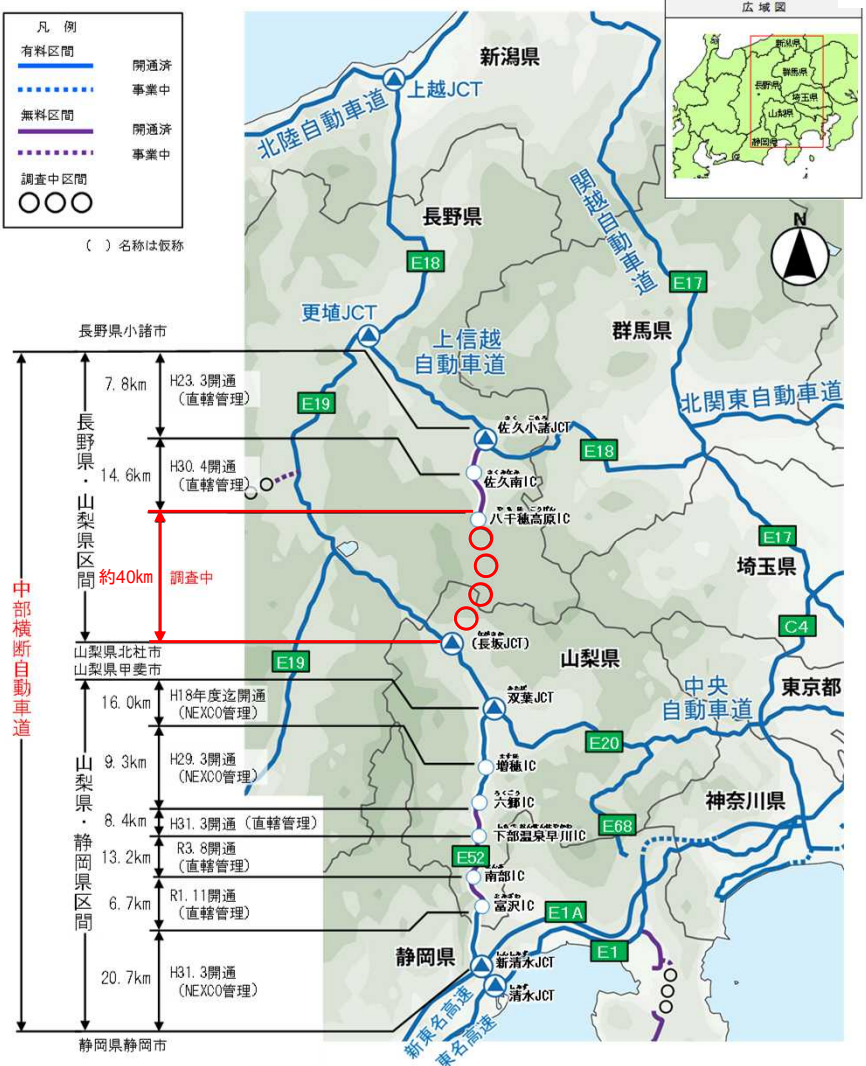
(2) 中部横断自動車道の経緯と概要

R8.6.1 第226回 長野県都市計画審議会資料
佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線

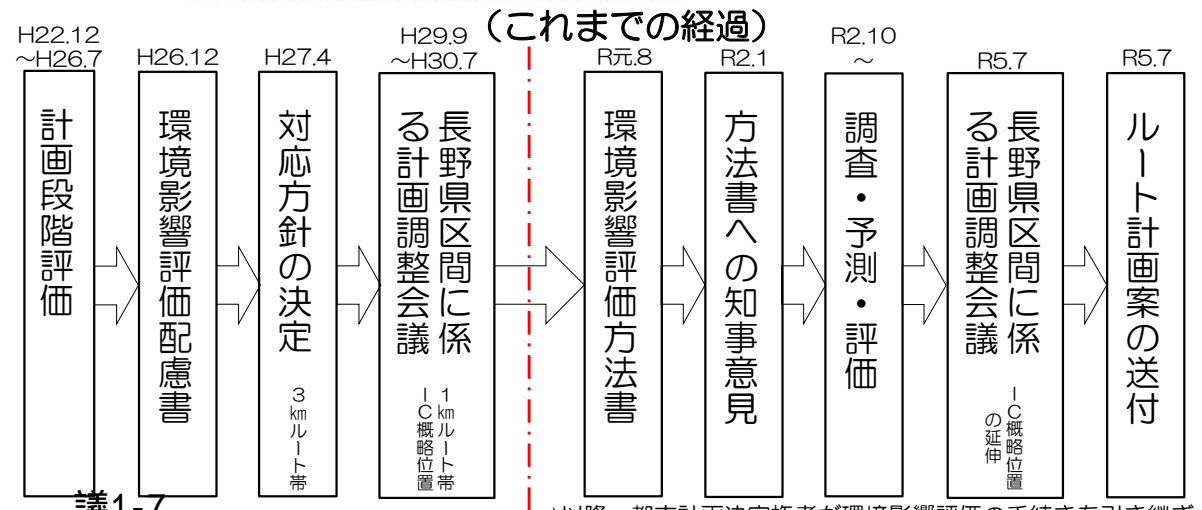
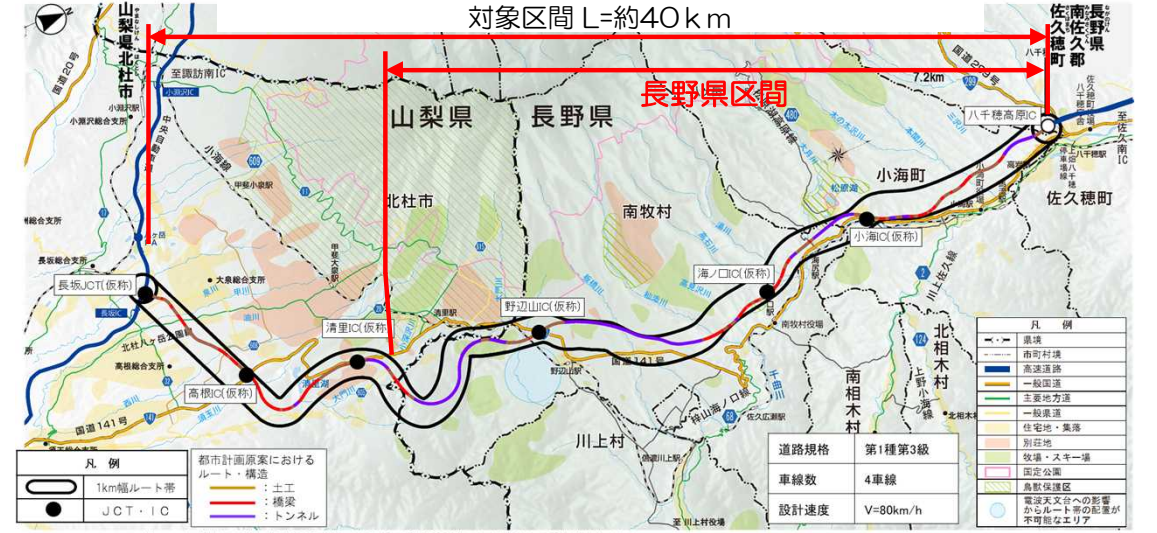
第217回 長野県都市計画審議会 (R5.9.15) 配布資料
を一部修正 (都市計画原案におけるルートを表示)

- 中部横断自動車道は静岡県静岡市と長野県小諸市を結ぶ約132kmの高規格幹線道路
- (仮称)長坂JCT～八千穂高原IC間の約40kmが唯一の未整備区間
- R1.5.22長野(山梨)県知事から関東地方整備局長に対し都市計画に定める旨通知

(位置図)



(仮称)長坂JCT (都市計画原案におけるルート及びIC位置) 八千穂高原IC



(3) 都市計画決定の方針

R8.6.1 第226回 長野県都市計画審議会資料
佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線

第217回 長野県都市計画審議会（R5.9.15）配布資料

中部横断自動車道は、

- 日本海及び太平洋の臨海地域と長野県・山梨県との連携・交流を促進
- 災害時における避難路や物資輸送の確保
- 観光産業や高原野菜など高付加価値資源の流通を支える
- 安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全・安心の向上

が期待される重要な道路である。

今回新たに追加する区間は、

- 国土の骨格を形成し広域的な自動車交通を処理する高速自動車国道として、
広域交通体系の一端を担う
- 地域交通を処理する主要な道路網の機能を分担する

根幹的な施設である。

都市計画区域外も含めて、一体の都市施設として位置付けることにより、

- 計画段階における整備に必要な区域を明確化する
- 土地利用や各都市施設間の計画の調整が図られる
- 住民の合意形成を促進する

※ 都市計画区域外に定める場合の取扱い

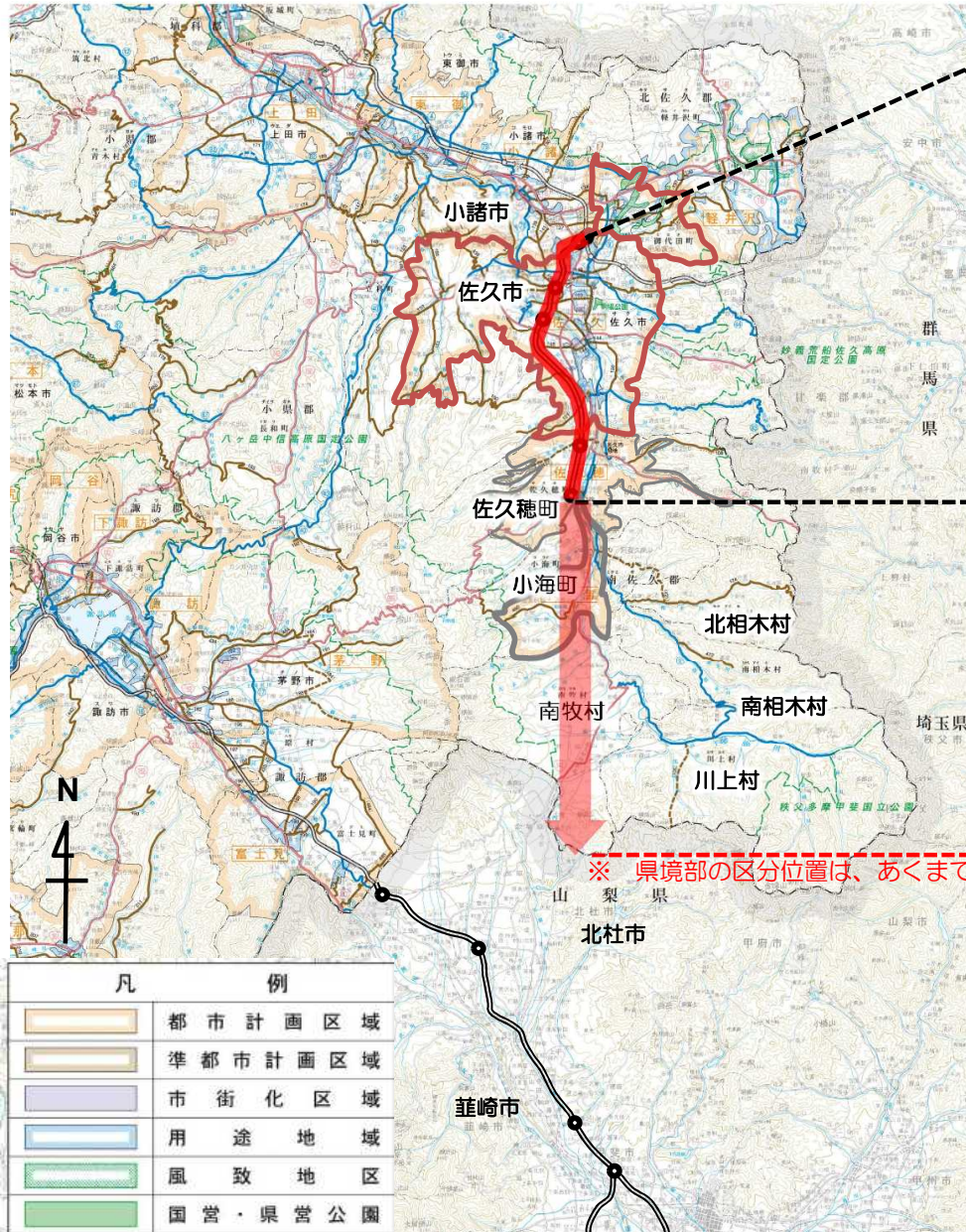
- ・一の都市計画区域を超える広域的な道路については、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、
一体のものとして都市計画に位置付けることが適当と判断される区間がある場合には、その区間が都市計画区域外にわたる場合であってもこれを都市計画に定めることが望ましい

(3) 都市計画決定の方針

R8.6.1 第226回 長野県都市計画審議会資料
佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線

第217回 長野県都市計画審議会 (R5.9.15) 配布資料

国土の骨格を形成する高速自動車国道として、
都市計画区域外も含めた一体の都市施設として佐久都市計画に位置付ける



(都市計画区域)

小諸都市計画区域

佐久都市計画区域

佐久穂都市計画区域

自然環境の保全と適正な別荘地・住宅地の誘導を目的とした都市計画区域の指定 (保全型都市計画)

小海都市計画区域

自然環境の保全と適正な別荘地・住宅地の誘導を目的とした都市計画区域の指定 (保全型都市計画)

都市計画区域外※南牧村

都市計画区域外※北杜市

韮崎都市計画区域

【既決定の区間】
佐久都市計画道路
(八千穂高原IC
～佐久小諸JCT)

【今回決定区間】
佐久都市計画道路
の延伸
(県境～八千穂高原IC)

※ 県境部の区分位置は、あくまで目安として表示

参考
【山梨県の区間】
韮崎都市計画道路
で決定
(長坂JCT～県境)

(4) 都市計画審議会の経過

○第202回 令和元年11月11日(その他報告案件)

- ・環境影響評価方法書の意見の概要の送付の手続きまで完了している段階
- ・意見の概要と今後の手続の流れについて説明

○第205回 令和2年9月8日(その他報告案件)

- ・環境影響評価の項目・手法の選定を行っている段階。今後の予定を説明

○第217回 令和5年9月15日(その他報告案件)

- ・ルート事業予定者案の送付及び今後の手続きの状況について報告

○第218回 令和5年11月20日(その他報告案件)

- ・都市計画原案説明会の結果報告

○第220回 令和6年6月7日(調査審議)

- ・公聴会の結果報告及び公述意見に対する都決権者の見解(案)の説明

○第226回 令和8年6月1日(調査審議)

- ・環境影響評価準備書と都市計画案の公告・縦覧、説明会の実施状況を説明

環境影響評価の結果

①大気質

- (1) 建設機械の稼動に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質
- (2) 工事中車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質
- (3) 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質
- (4) 建設機械の稼動に係る粉じん等
- (5) 工事中車両の運行に係る粉じん等

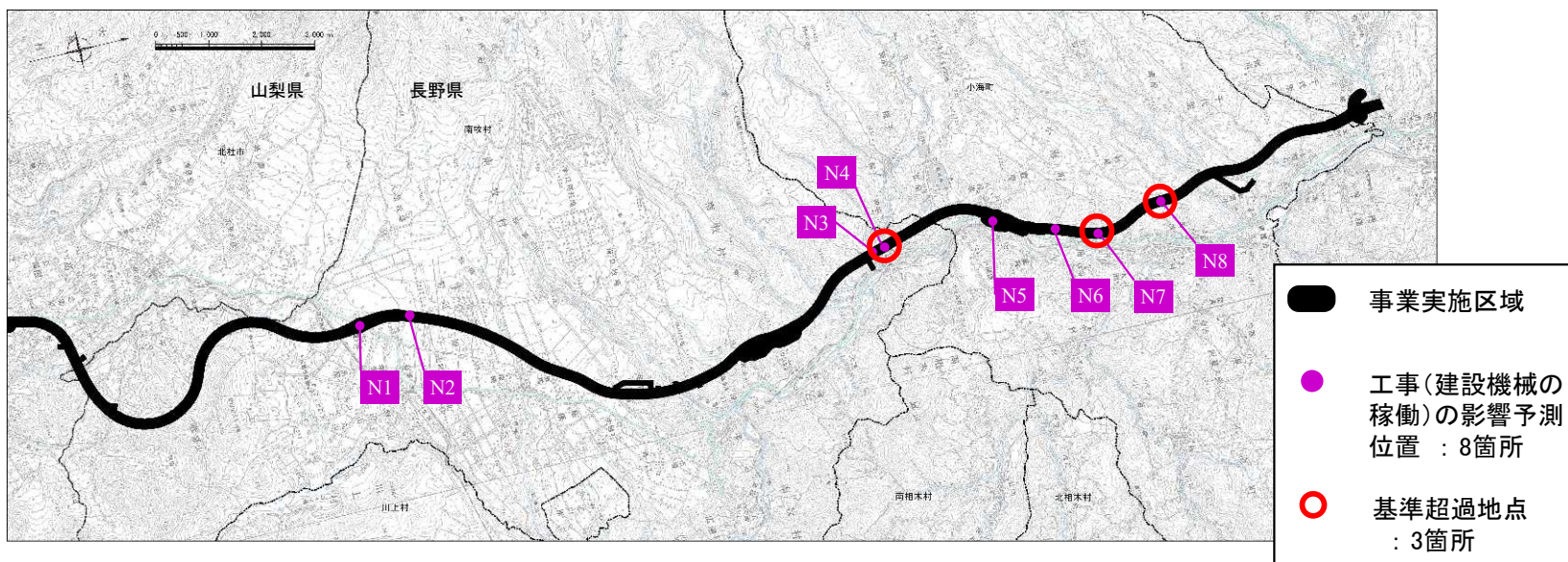
①大気質 (1) 建設機械の稼動に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

予測地点・方法：8箇所の予測地点（地上1.5m）において、技術手法※に記載の式により予測・評価を実施。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

予測・評価結果：二酸化窒素は、8箇所のうち、3箇所で建設機械の寄与濃度の参考値を超過と予測。

番号	予測地点
N1	南牧村野辺山1
N2	南牧村野辺山2
N3	南牧村海尻1
N4	南牧村海尻2
N5	小海町豊里1
N6	小海町豊里釜掛1
N7	小海町豊里釜掛2
N8	小海町豊里2



●二酸化窒素

予測手法	予測結果	整合を図るべき基準 又は目標	基準又は目標 との整合	超過箇所
拡散式(ブルーム式及びパフ式)を用いた予測	建設機械の寄与濃度(ppm) 0.0010～ 0.0102	参考値:0.004ppm以下	×	N4,N7,N8 (3箇所)
	平均値の年間98%値(ppm) 0.014～0.026	1時間値の1日平均値が 0.04ppm～0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下	○	—

【整合を図るべき基準または目標】

建設機械の寄与濃度(ppm):「道路環境影響評価の技術手法 国土技術政策総合研究所資料第714号」(平成25年3月 国土技術政策総合研究所)

平均値の年間98%値(ppm):「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号の環境基準

①大気質 (1) 建設機械の稼動に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

予測・評価結果：環境保全措置として、「排出ガス対策型建設機械の採用」、「仮囲いの設置」を実施することにより、**すべての予測地点において参考値及び基準以下になると予測**。
さらに、環境負荷を低減する環境保全措置として、「作業方法の改善」を実施。
よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内のできる限り**回避又は低減されているものと評価**。

環境保全措置：A. 排出ガス対策型建設機械の採用 B. 仮囲いの設置
C. 作業方法の改善 (車両等のアイドリングストップ、建設機械の複合同時稼働・高負荷運転を極力回避等)

■二酸化窒素 環境保全措置後の予測結果(赤字の措置内容を考慮した予測結果)

環境保全措置の内容	建設機械の寄与濃度(ppm)	整合を図るべき基準 又は目標
A: 排出ガス対策型建設機械の採用 B: 仮囲いの設置 C: 作業方法の改善	0.0010~0.0040	参考値: 0.004ppm以下

【整合を図るべき基準または目標】

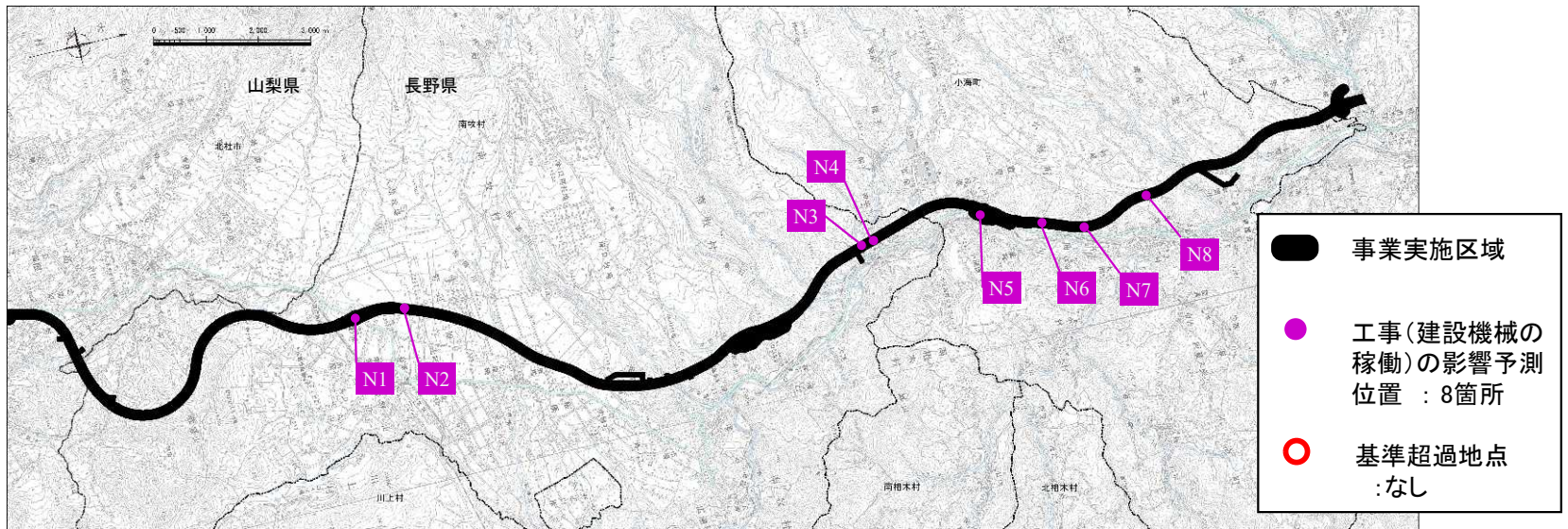
建設機械の寄与濃度(ppm): 「道路環境影響評価の技術手法 国土技術政策総合研究所資料第714号」(平成25年3月 国土技術政策総合研究所)

①大気質 (1) 建設機械の稼動に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

予測・評価結果：浮遊性粒子状物質は、**すべての予測地点において参考値及び基準以下と予測**。
さらに、環境負荷を低減する環境保全措置として、「**作業方法の改善**」を実施。
よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内のできる限り**回避又は低減されているものと評価**。

環境保全措置：A. 作業方法の改善（車両等のアイドリングストップ、建設機械の複合同時稼働・高負荷運転を極力回避等）

番号	予測地点
N1	南牧村野辺山1
N2	南牧村野辺山2
N3	南牧村海尻1
N4	南牧村海尻2
N5	小海町豊里1
N6	小海町豊里釜掛1
N7	小海町豊里釜掛2
N8	小海町豊里2



●浮遊粒子状物質

予測手法	予測結果	整合を図るべき基準又は目標	基準又は目標との整合
拡散式(ブルーム式及びパフ式)を用いた予測	建設機械の寄与濃度(mg/m ³) 0.00007~0.00101	参考値:0.009mg/m ³ 以下	○
	日平均値の年間2%除外値(mg/m ³) 0.031~0.035	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下	○

【整合を図るべき基準または目標】

建設機械の寄与濃度(mg/m³):「道路環境影響評価の技術手法 国土技術政策総合研究所資料第714号」(平成25年3月 国土技術政策総合研究所)

日平均値の年間2%除外値(mg/m³):「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)の環境基準

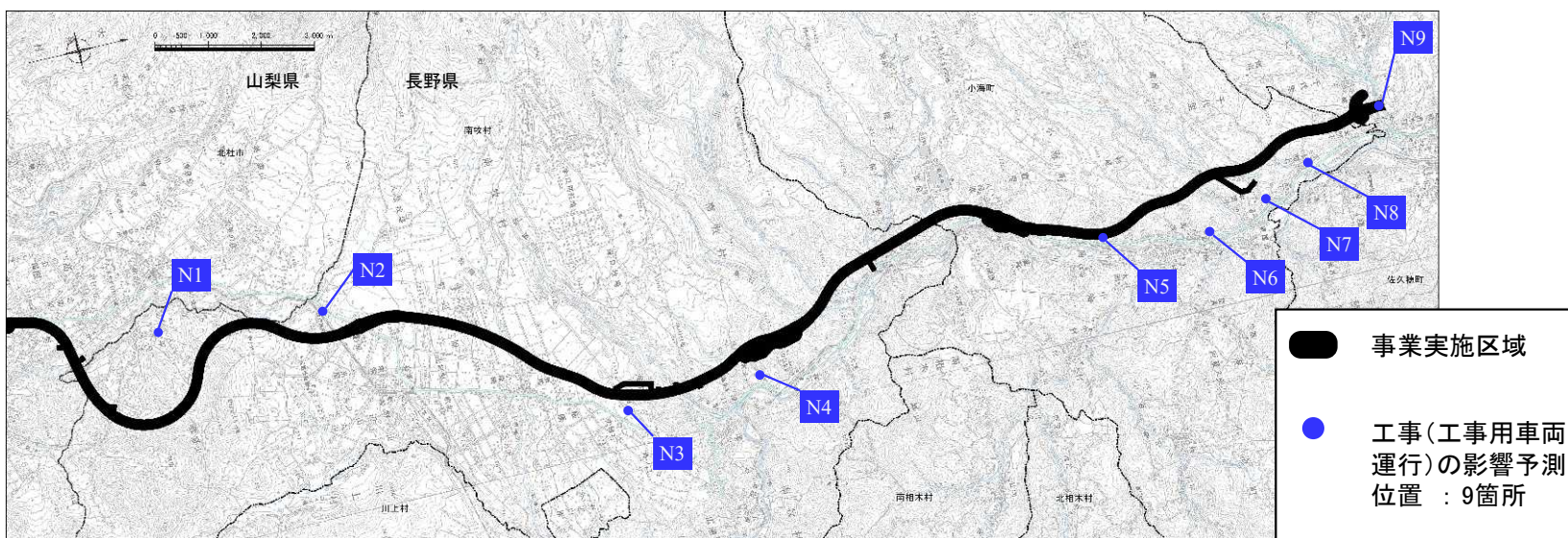
①大気質 (2) 工事用車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

予測地点・方法：工事用車両の運行が予想される9箇所の予測地点（地上1.5m）において、技術手法※に記載の式により予測・評価を実施。※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

予測・評価結果：二酸化窒素は、すべての予測地点において参考値及び基準以下と予測。
さらに、環境負荷を低減する環境保全措置として、「工事用車両の分散」を実施。
よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価。

環境保全措置：工事用車両の分散

番号	予測地点
N1	南牧村平沢1
N2	南牧村野辺山1
N3	南牧村野辺山2
N4	南牧村海ノ口1
N5	小海町豊里鍵掛
N6	小海町西馬流
N7	小海町千代里1
N8	小海町千代里2
N9	八千穂高原IC付近



【評価結果の概要】

●二酸化窒素

予測手法	予測結果	整合を図るべき基準又は目標	基準又は目標との整合
拡散式(ブルーム式及びパフ式)を用いた予測	工事用車両の寄与濃度(ppm) 0.00014~0.00145	参考値:0.004ppm以下	○
	平均値の年間98%値(ppm) 0.012~0.015 議1-15	1時間値の1日平均値が 0.04ppm~0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下	○

【整合を図るべき基準または目標】
工事用車両の寄与濃度(mg/m³):「道路環境影響評価の技術手法 国土技術政策総合研究所資料第714号」(平成25年3月 国土技術政策総合研究所)

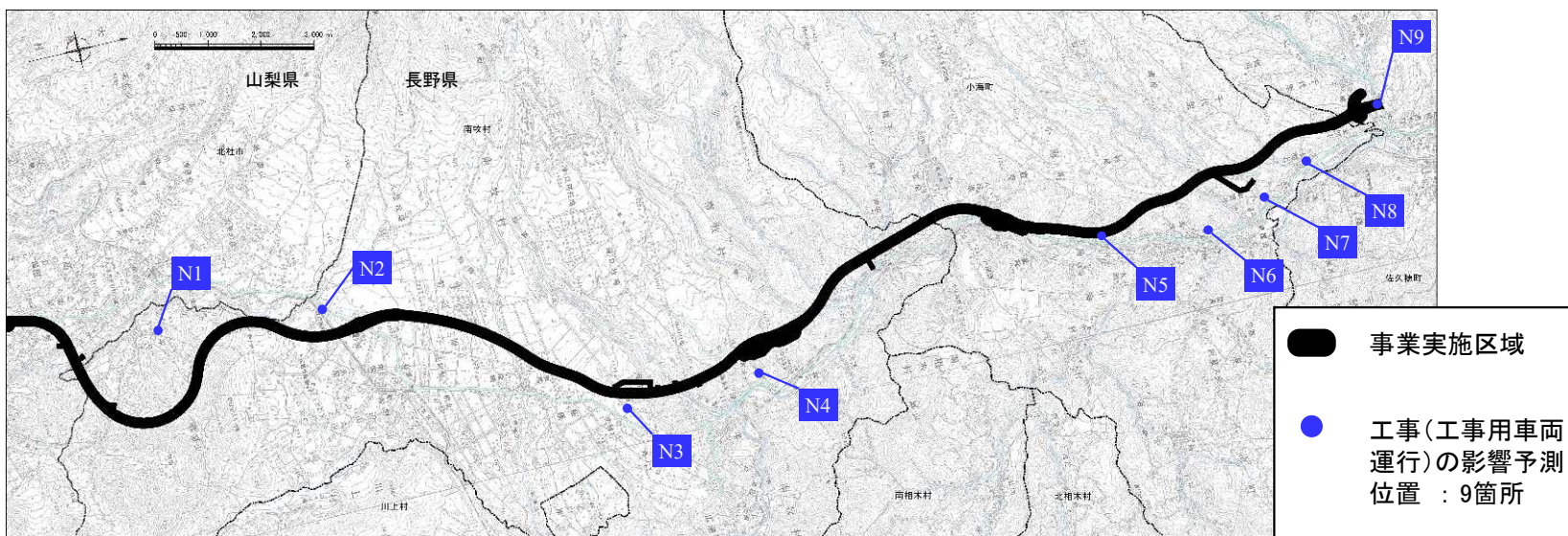
日平均値の年間2%除外値(mg/m³):「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)の環境基準

①大気質 (2) 工事用車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

予測・評価結果：浮遊粒子状物質は、**すべての予測地点において参考値及び基準以下と予測**。
さらに、環境負荷を低減する環境保全措置として、「**工事用車両の分散**」を実施。
よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り**回避又は低減されているものと評価**。

環境保全措置：工事用車両の分散

番号	予測地点
N1	南牧村平沢1
N2	南牧村野辺山1
N3	南牧村野辺山2
N4	南牧村海ノ口1
N5	小海町豊里鍵掛
N6	小海町西馬流
N7	小海町千代里1
N8	小海町千代里2
N9	八千穂高原IC付近



【評価結果の概要】

●浮遊粒子状物質

予測手法	予測結果	整合を図るべき基準 又は目標	基準又は目標 との整合
拡散式(ブルーム式及びパ フ式)を用いた予測	工事用車両の寄与濃度 (mg/m ³) 0.000005~0.00043	参考値:0.009mg/m ³ 以下	○
	日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³) 0.031~0.035	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ 1時間値が0.20 mg/m ³ 以下	○

【整合を図るべき基準または目標】

工事用車両の寄与濃度 (mg/m³):「道路環境影響評価の技術手法 国土技術政策総合研究所資料第714号」(平成25年3月 国土技術政策総合研究所)

日平均値の年間2%除外値 (mg/m³):「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)の環境基準

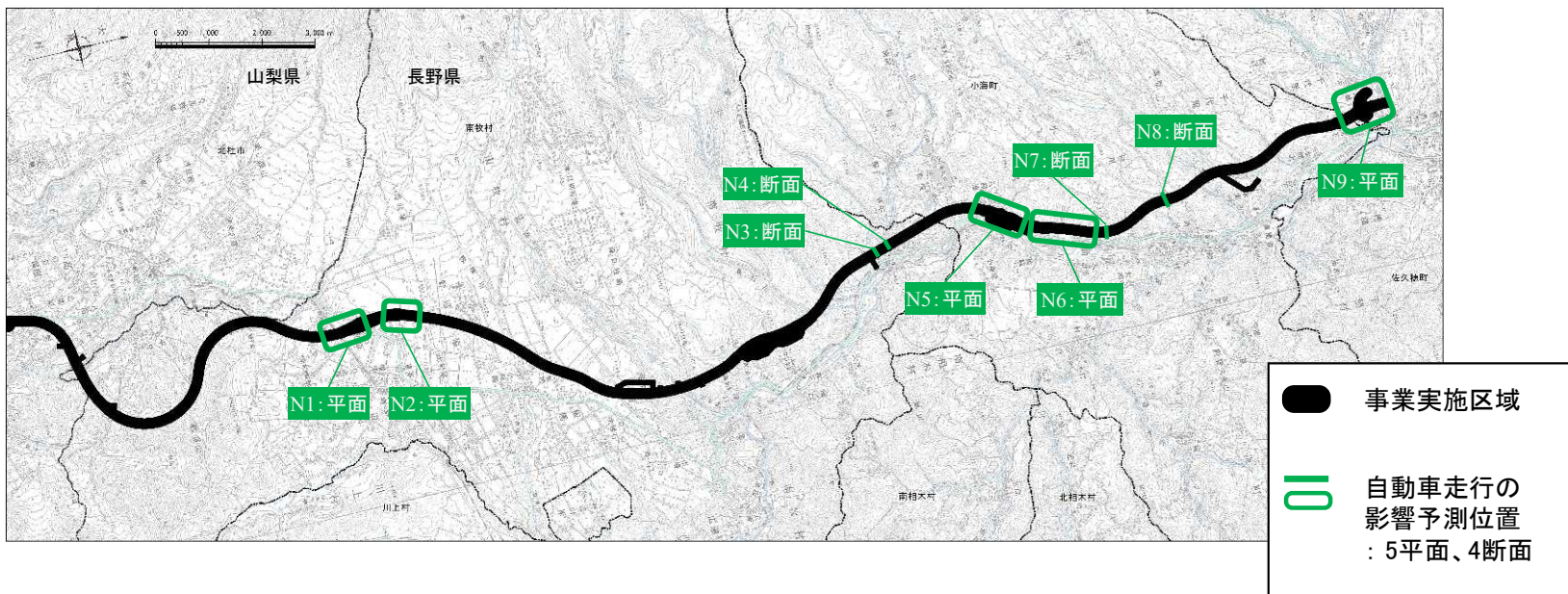
①大気質 (3) 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

予測地点・方法：住居等の保全対象や道路構造を考慮し、インターチェンジ部、トンネル坑口などの特殊部（平面予測）5箇所、一般部（断面予測）4箇所、計9箇所の予測地点（地上1.5m）において、技術手法※に記載の式により予測・評価を実施。

予測・評価結果：二酸化窒素は、すべての予測地点において基準（環境基準）以下と予測。よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているものと評価。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

番号	予測地点
N1	南牧村野辺山1
N2	南牧村野辺山2
N3	南牧村海尻1
N4	南牧村海尻2
N5	小海町豊里1
N6	小海町豊里釜掛1
N7	小海町豊里釜掛2
N8	小海町豊里2
N9	佐久穂町千代里



【評価結果の概要】

●二酸化窒素

予測手法	日平均値の年間98%値 (ppm)	整合を図るべき基準又は目標	基準又は目標との整合
拡散式(ブルーム式及びパフ式)を用いた予測	0.013~0.030	1時間値の1日平均値が0.04ppm~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	○

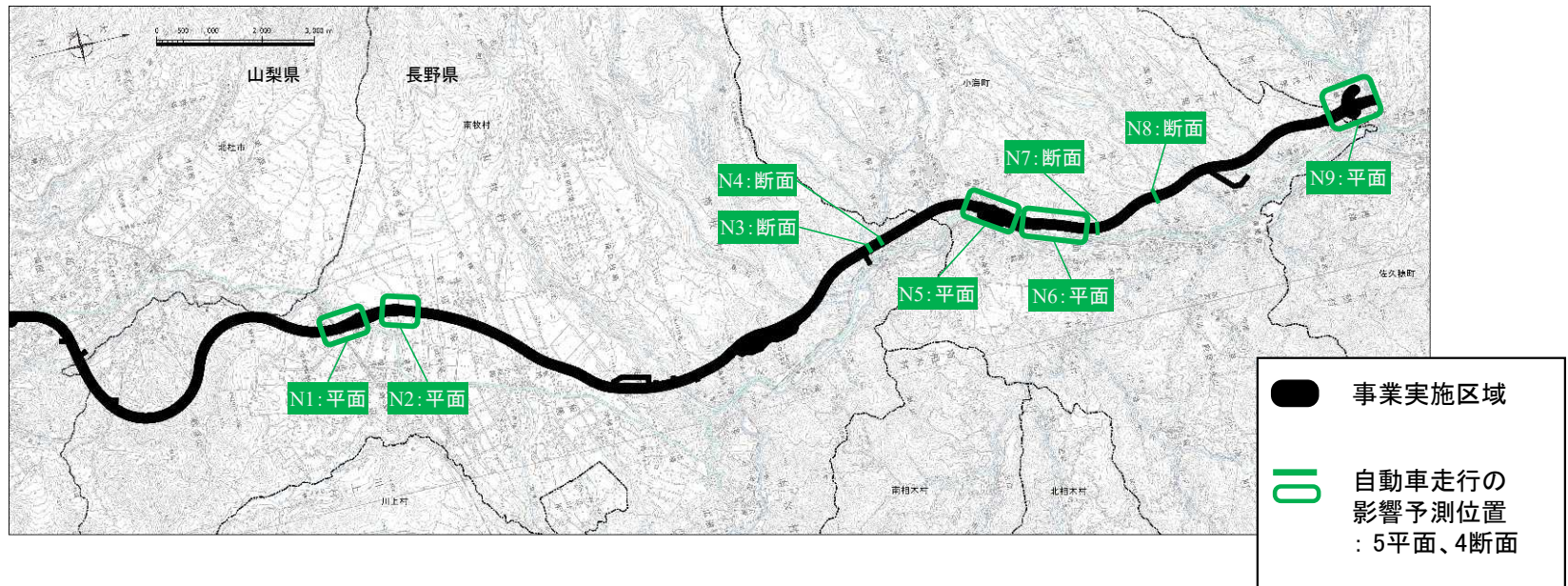
【整合を図るべき基準または目標】

二酸化窒素：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号の環境基準

①大気質 (3) 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

予測・評価結果：浮遊粒子状物質は、すべての予測地点において基準（環境基準）以下と予測。
よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価。

番号	予測地点
N1	南牧村野辺山1
N2	南牧村野辺山2
N3	南牧村海尻1
N4	南牧村海尻2
N5	小海町豊里1
N6	小海町豊里釜掛1
N7	小海町豊里釜掛2
N8	小海町豊里2
N9	佐久穂町千代里



【評価結果の概要】

●浮遊粒子状物質

予測手法	日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)	整合を図るべき基準又は目標	基準又は目標との整合
拡散式(ブルーム式及びパフ式)を用いた予測	0.031~0.036	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³	○

【整合を図るべき基準または目標】

浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)の環境基準

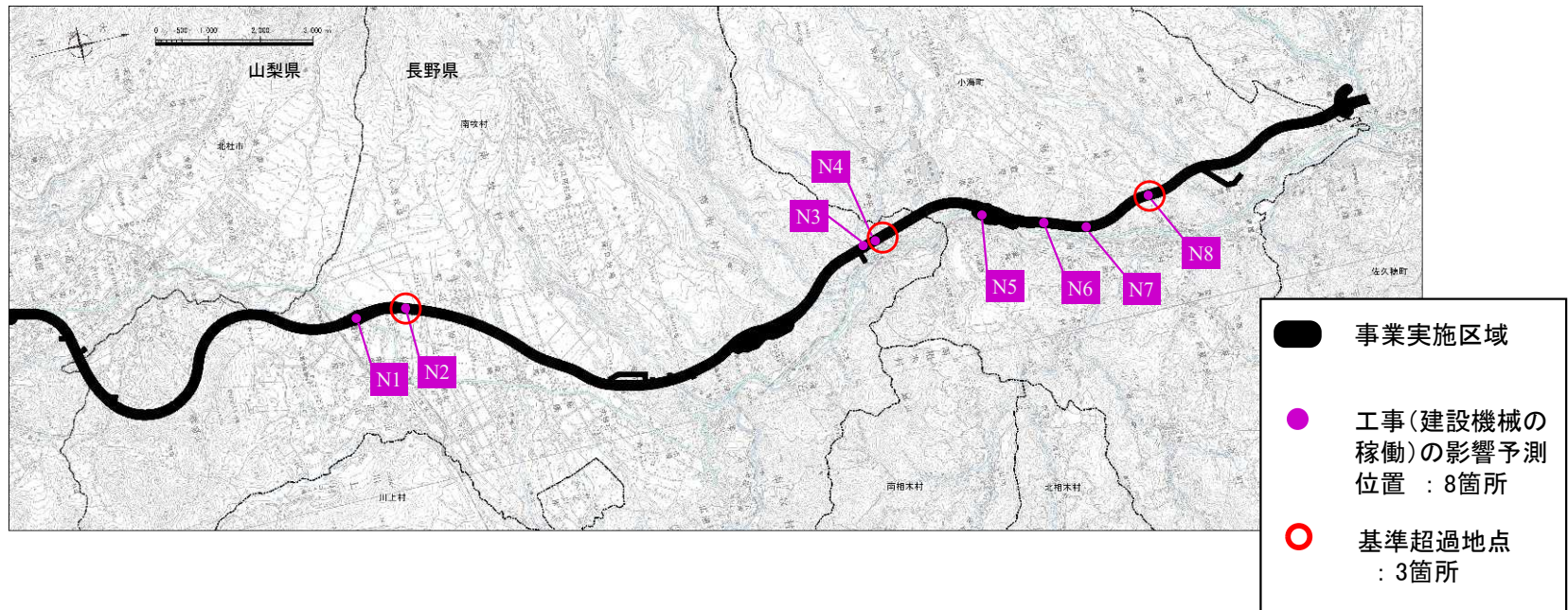
①大気質 (4) 建設機械の稼動に係る粉じん等

予測地点・方法：8箇所の予測地点（地上1.5m）において、技術手法※に記載の式により予測・評価を実施。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

予測・評価結果：8箇所のうち、3箇所で基準（参考値）を超過と予測。

番号	予測地点
N1	南牧村野辺山1
N2	南牧村野辺山2
N3	南牧村海尻1
N4	南牧村海尻2
N5	小海町豊里1
N6	小海町豊里鉾掛1
N7	小海町豊里鉾掛2
N8	小海町豊里2



【評価結果の概要】

予測手法	降下ばいじん量 (t/km ² /月)	参考値 (t/km ² /月)	参考値との比較	超過箇所
建設機械の組合せ(ユニット)、 基準降下ばいじん量より、季節別降下ばいじん量を求める	0.6～ 36.7	10	×	N2,N4,N8 (3箇所)

【参考値】「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に示されている降下ばいじんの参考となる値

①大気質 (4) 建設機械の稼動に係る粉じん等

予測・評価結果：環境保全措置として、「散水」を実施することにより、**すべての予測地点において基準（参考値）以下になると予測。**

さらに、環境負荷を低減する環境保全措置として、「作業方法の改善」を実施。

よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り**回避又は低減されているものと評価。**

環境保全措置：A. 散水 B. 作業方法の改善（建設機械の複合同時稼働・高負荷運転を極力回避等）

■環境保全措置後の予測結果（赤字の措置内容を考慮した予測結果）

環境保全措置の内容	降下ばいじん量(t/km ² /月)	参考値(t/km ² /月)
A: 散水 B: 作業方法の改善	0.6~9.9	10

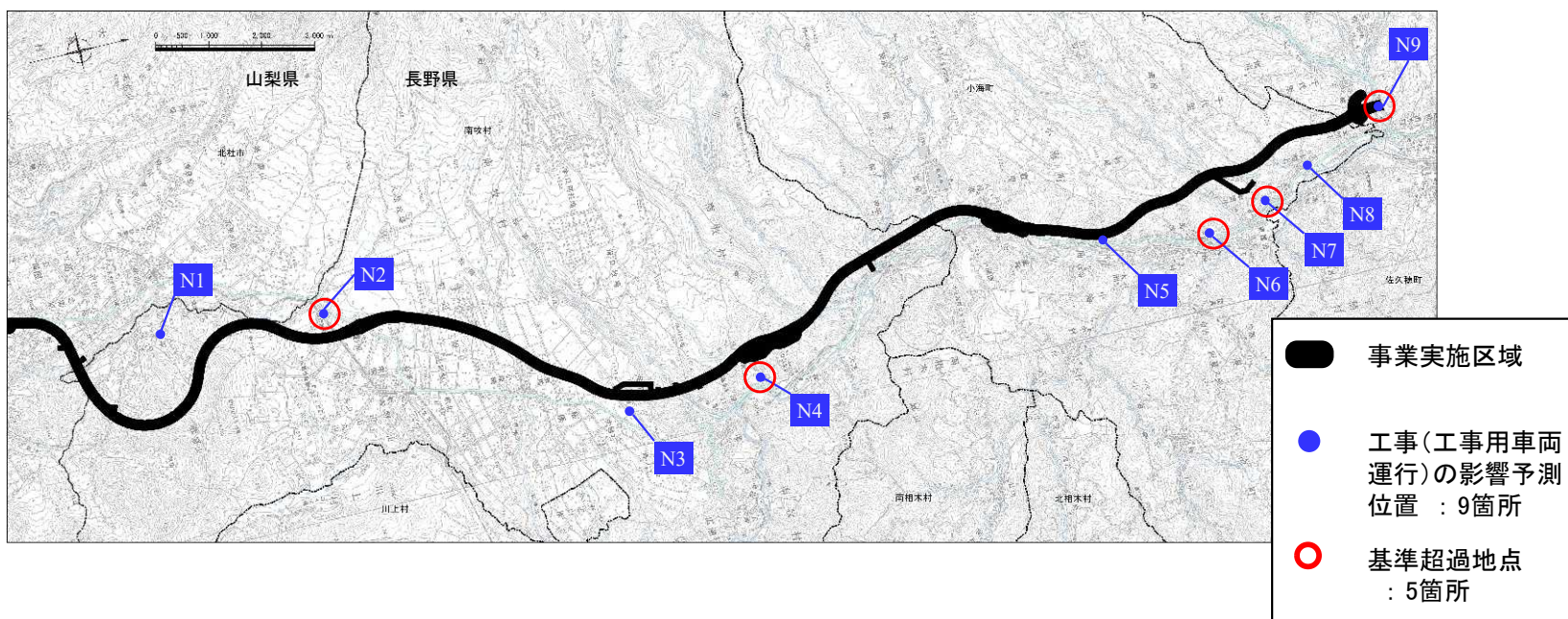
【参考値】「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に示されている降下ばいじんの参考となる値

①大気質 (5) 工事用車両の運行に係る粉じん等

予測地点・方法：工事用車両の運行が予想される9箇所の予測地点（地上1.5m）において、技術手法※に記載の式により予測・評価を実施。 ※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

予測・評価結果：9箇所のうち、5箇所で基準（参考値）を超過と予測。

番号	予測地点
N1	南牧村平沢1
N2	南牧村野辺山1
N3	南牧村野辺山2
N4	南牧村海ノ口1
N5	小海町豊里鍵掛
N6	小海町西馬流
N7	小海町千代里1
N8	小海町千代里2
N9	八千穂高原IC付近



【評価結果の概要】

予測手法	降下ばいじん量 (t/km ² /月)	参考値 (t/km ² /月)	参考値との比較	超過箇所
工事用車両台数、基準降下ばいじん量より、季節別降下ばいじん量を求める	1.6~73.8	10	×	N2,N4,N6,N7,N9 (5箇所)

【参考値】「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に示されている降下ばいじんの参考となる値

①大気質 (5) 工事用車両の運行に係る粉じん等

予測・評価結果：環境保全措置として、「工事用車両の洗車」を実施することにより、**すべての予測地点において基準（参考値）以下になると予測**。
さらに、環境負荷を低減する環境保全措置として、「工事用車両の分散」を実施。
よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り**回避又は低減されているものと評価**。

環境保全措置：A. 工事用車両の洗車（タイヤ洗淨） B. 工事用車両の分散

■環境保全措置後の予測結果（赤字の措置内容を考慮した予測結果）

環境保全措置の内容	降下ばいじん量(t/km ² /月)	参考値(t/km ² /月)
A: 工事用車両の洗車 B: 工事用車両の分散	0.5～8.5	10

【参考値】「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に示されている降下ばいじんの参考となる値

環境影響評価の結果

②騒音

- (1) 建設機械の稼動に係る騒音
- (2) 工事中車両の運行に係る騒音
- (3) 自動車の走行に係る騒音

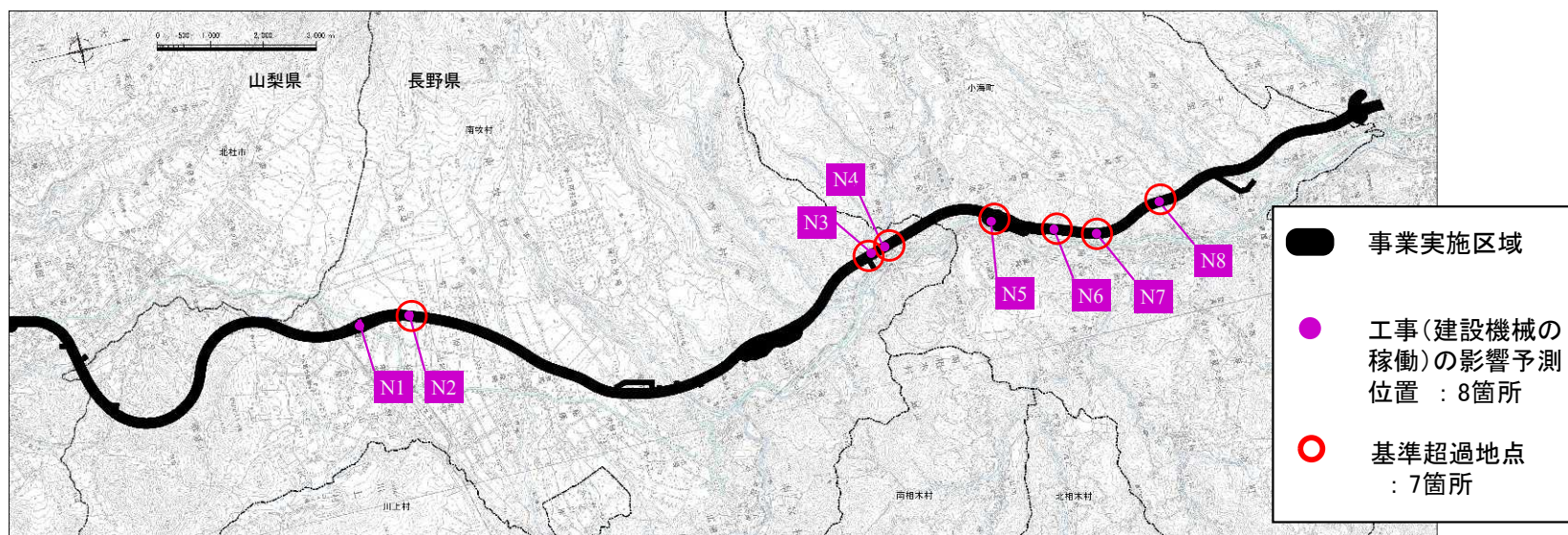
②騒音 (1) 建設機械の稼働に係る騒音

予測地点・方法：8箇所の予測地点（地上1.2m、4.2m）において、技術手法※に記載の式により予測・評価を実施。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

予測・評価結果：8箇所のうち、7箇所で基準（規制基準）を超過と予測。

番号	予測地点
N1	南牧村野辺山1
N2	南牧村野辺山2
N3	南牧村海尻1
N4	南牧村海尻2
N5	小海町豊里1
N6	小海町豊里釜掛1
N7	小海町豊里釜掛2
N8	小海町豊里2



【評価結果の概要】

(準備書:P11.2.1-9~20、22)

予測手法	予測結果(dB)	整合を図るべき基準又は目標 (dB)	基準又は目標との整合	超過箇所
(社)日本音響学会の建設工事騒音の予測モデル	L_{A5} : 77~91	85	×	N2,N3,N4,N5,N6,N7,N8(7箇所)

L_{A5} : サンプルした一定個数の変動騒音レベルのうち、高い方から5%に相当する値

【整合を図るべき基準又は目標】「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省、建設省告示1号)の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

②騒音 (1) 建設機械の稼働に係る騒音

予測・評価結果：環境保全措置として、「仮囲い等の設置」を実施することにより、**すべての予測地点において基準（規制基準）以下になると予測。**

さらに、環境負荷を低減する環境保全措置として、「低騒音型機械の採用」、「作業方法の改善」を実施。

よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内ではできる限り**回避又は低減されているものと評価。**

環境保全措置： **A. 低騒音型建設機械の採用** **B. 仮囲い等の設置**
C. 作業方法の改善（作業者に対する資材の取扱いの指導、車両等のアイドリングストップ、建設機械の複合同時稼働・高負荷運転を極力回避等）

■環境保全措置後の予測結果（赤字の措置内容を考慮した予測結果）

環境保全措置の内容	予測結果(dB)	整合を図るべき基準又は目標(dB)	基準又は目標との整合
A: 低騒音型建設機械の採用 B: 仮囲い等の設置 C: 作業方法の改善	L _{A5} : 77~82	85	○

【整合を図るべき基準又は目標】「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省、建設省告示1号)の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

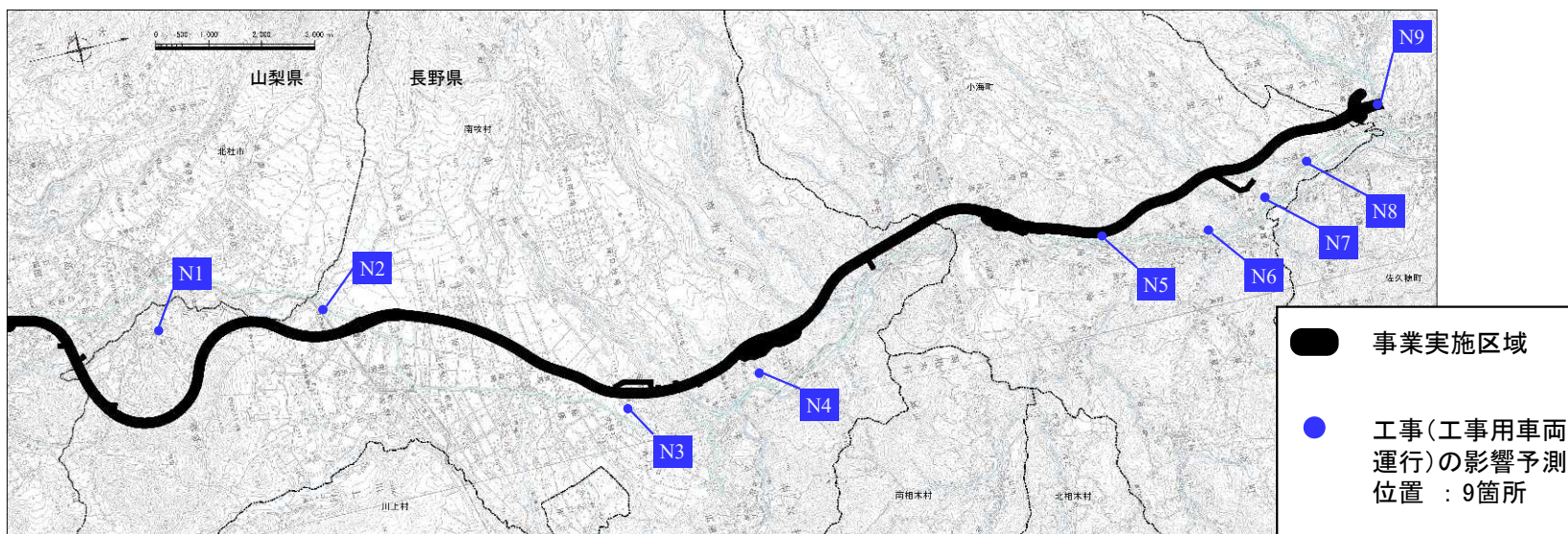
②騒音 (2) 工事用車両の運行に係る騒音

予測地点・方法：工事用車両の運行が予想される9箇所の予測地点（地上1.2m、4.2m）において、技術手法※に記載の式により予測・評価を実施。

予測・評価結果：すべての予測地点において基準（環境基準及び要請限度）以下と予測。
さらに、環境負荷を低減する環境保全措置として、「工事用車両の点検及び整備による性能維持」、「工事用車両の分散」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」を実施。
よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価。

環境保全措置：A：工事用車両の点検及び整備による性能維持 B：工事用車両の分散
C：環境負荷低減を意識した運転の徹底 ※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

番号	予測地点
N1	南牧村平沢1
N2	南牧村野辺山1
N3	南牧村野辺山2
N4	南牧村海ノ口1
N5	小海町豊里鍵掛
N6	小海町西馬流
N7	小海町千代里1
N8	小海町千代里2
N9	八千穂高原IC付近



【評価結果の概要】

予測手法	予測結果 L_{Aeq} (dB)	整合を図るべき基準又は目標(dB)	基準又は目標との整合
(社)日本音響学会の 道路交通騒音の予測モデル	56~70	環境基準:65または70 要請限度:65または75	○

L_{Aeq} ：測定時間内に受けたエネルギーを時間平均した値

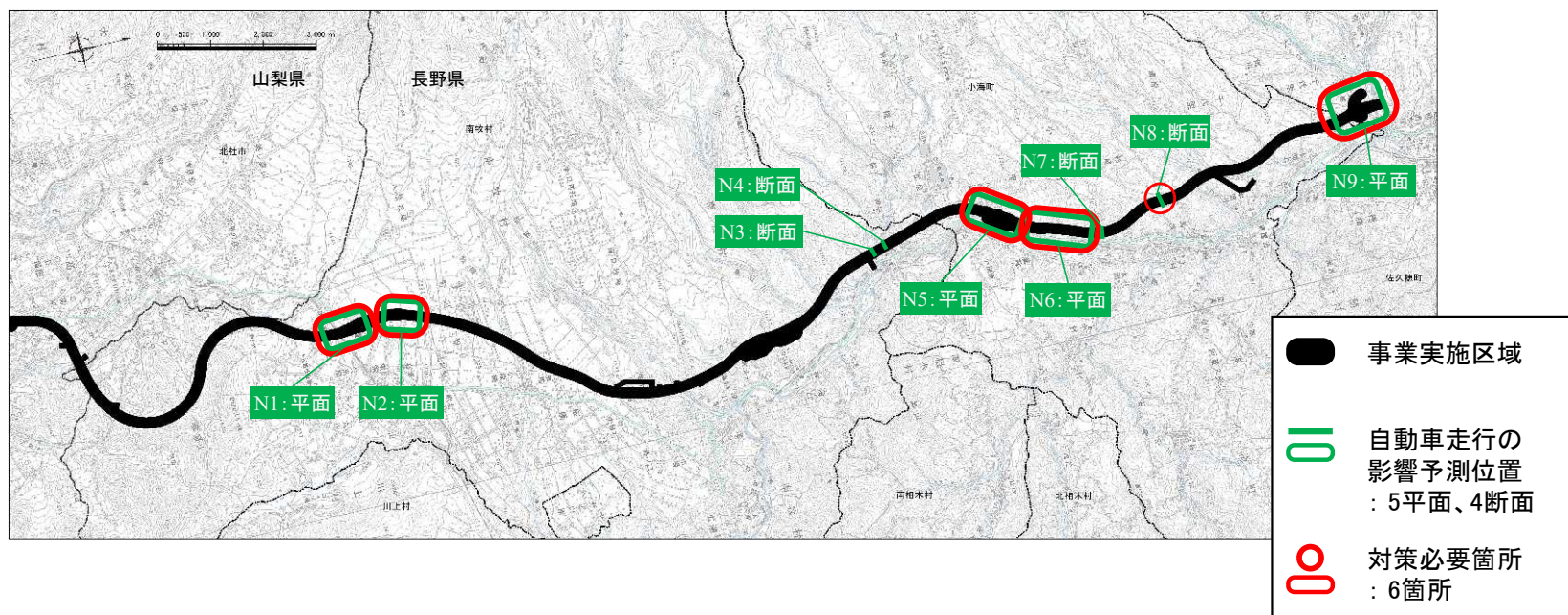
②騒音 (3) 自動車の走行に係る騒音

予測地点・方法：インターチェンジ部、トンネル坑口などの特殊部（平面予測）5箇所、一般部（断面予測）4箇所、計9箇所のそれぞれ近接空間及び背後地において、住居等の高さを考慮し、技術手法※に記載の式により予測・評価を実施。

予測・評価結果：9箇所のうち、6箇所で基準（環境基準）を超過と予測。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

番号	予測地点
N1	南牧村野辺山1
N2	南牧村野辺山2
N3	南牧村海尻1
N4	南牧村海尻2
N5	小海町豊里1
N6	小海町豊里釜掛1
N7	小海町豊里釜掛2
N8	小海町豊里2
N9	佐久穂町千代里



【評価結果の概要】

予測手法	予測結果 L_{Aeq} (dB)	整合を図るべき基準又は目標 (dB)	基準又は目標との整合	超過箇所
(社)日本音響学会の道路交通騒音の予測モデル	【近接空間】 昼間: 51~82 夜間: 50~81 【背後地】 昼間: 50~70 夜間: 49~68	【近接空間】 昼間: 70 夜間: 65 【背後地】 区分B 昼間: 65 夜間: 60	×	平面-N1, 平面-N2, 平面-N5, 平面-N6, 断面-N8, 平面-N9

※予測結果について、騒音に係る環境基準の地域指定がなされていない地点は、現況の土地利用状況等を勘案して「地域の区分B」を想定した。

【整合を図るべき基準又は目標】「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境省告示第64号)の道路に面する地域の基準

②騒音 (3) 自動車の走行に係る騒音

予測・評価結果：環境保全措置として、「遮音壁の設置」、「トンネル吸音板の設置」を実施することにより、**すべての予測地点において基準（環境基準）以下になると予測**。よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り**回避又は低減されているものと評価**。

環境保全措置：A. 遮音壁の設置 B. トンネル吸音板の設置

■環境保全措置後の予測結果(赤字の措置内容を考慮した予測結果)

環境保全措置の内容	予測結果 L_{Aeq} (dB)	整合を図るべき基準又は目標 (dB)	基準又は目標との整合
A:遮音壁の設置 B:トンネル吸音板の設置	【近接空間】 昼間:51~70 夜間:50~65 【背後地】 昼間:50~65 夜間:49~60	【近接空間】 昼間:70 夜間:65 【背後地】 区分B 昼間:65 夜間:60	○

※予測結果について、騒音に係る環境基準の地域指定がなされていない地点は、現況の土地利用状況等を勘案して「地域の区分B」を想定した。

【整合を図るべき基準又は目標】「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境省告示第64号)の道路に面する地域の基準

環境影響評価の結果

③低周波音

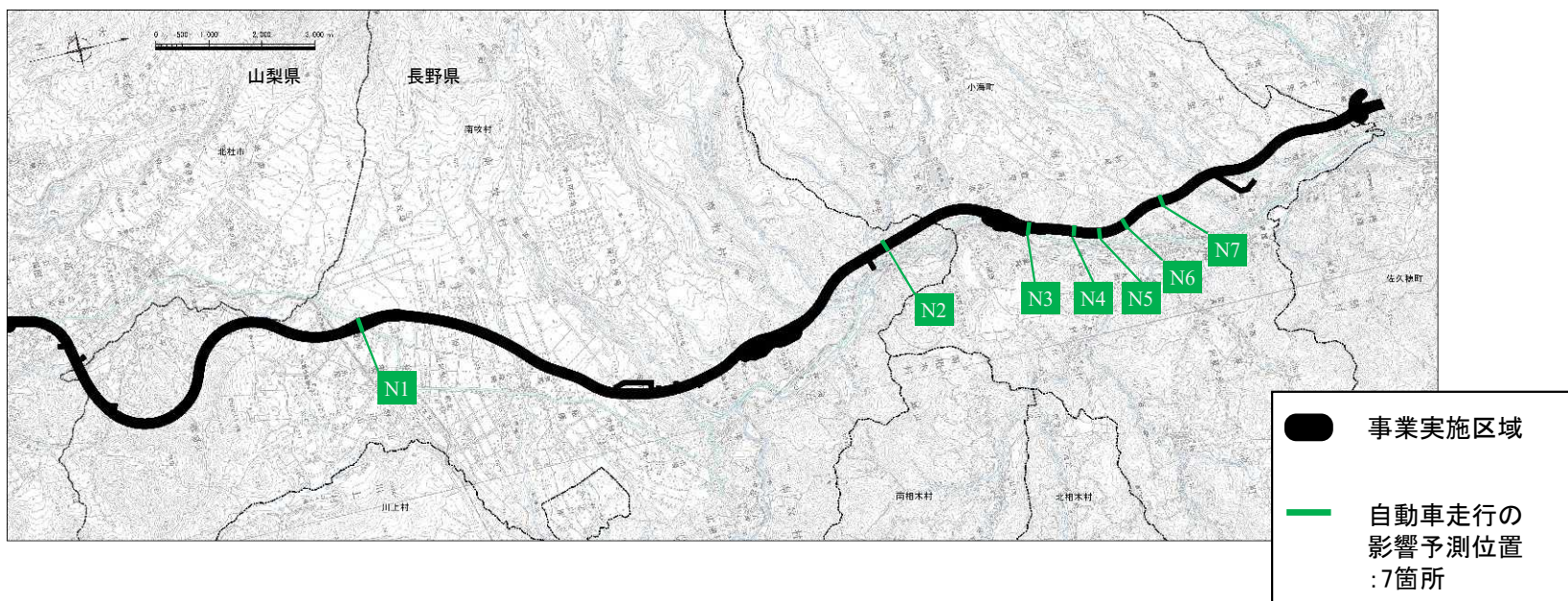
(1) 自動車の走行に係る低周波音

③低周波音（1）自動車の走行に係る低周波音

予測地点・方法：道路構造が高架構造となる7箇所の予測地点（地上1.2m）において、技術手法※に記載の式により予測・評価を実施。 ※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

予測・評価結果：すべての予測地点において基準（参考値）以下と予測。よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内である限り回避又は低減されているものと評価。

番号	予測地点
N1	南牧村野辺山
N2	南牧村海尻
N3	小海町豊里1
N4	小海町豊里鎚掛1
N5	小海町豊里鎚掛2
N6	小海町豊里2
N7	小海町豊里3



【評価結果の概要】

予測手法	予測結果 (dB)	参考値 (dB)	参考値との比較
既存調査結果より導かれた予測式を用いた計算	L ₅₀ : 58～65 L _{G5} : 68～73	L ₅₀ : 90dB以下 L _{G5} : 100dB以下	○

L₅₀ : 一般環境中に存在する低周波音圧レベル(1～80Hzの音圧レベルのうち、測定時間内の値の高い方から50%に相当する値)

L_{G5} : 平均的な被験者が知覚できる低周波音(1～20HzのG特性低周波音圧レベルのうち、測定時間内の値の高い方から5%に相当する値)

【参考値】

「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)技術手法」(平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人 土木研究所)における「低周波音の参考となる指標」

環境影響評価の結果

④振動

- (1) 建設機械の稼動に係る振動
- (2) 工事中車両の運行に係る振動
- (3) 自動車の走行に係る振動

④振動 (1) 建設機械の稼働に係る振動

予測地点・方法：8箇所の予測地点において、技術手法※に記載の式により予測・評価を実施。

予測・評価結果：すべての予測地点において基準（規制基準）以下と予測。

さらに、環境負荷を低減する環境保全措置として、「低振動型建設機械の採用」、
「作業方法の改善」を実施。

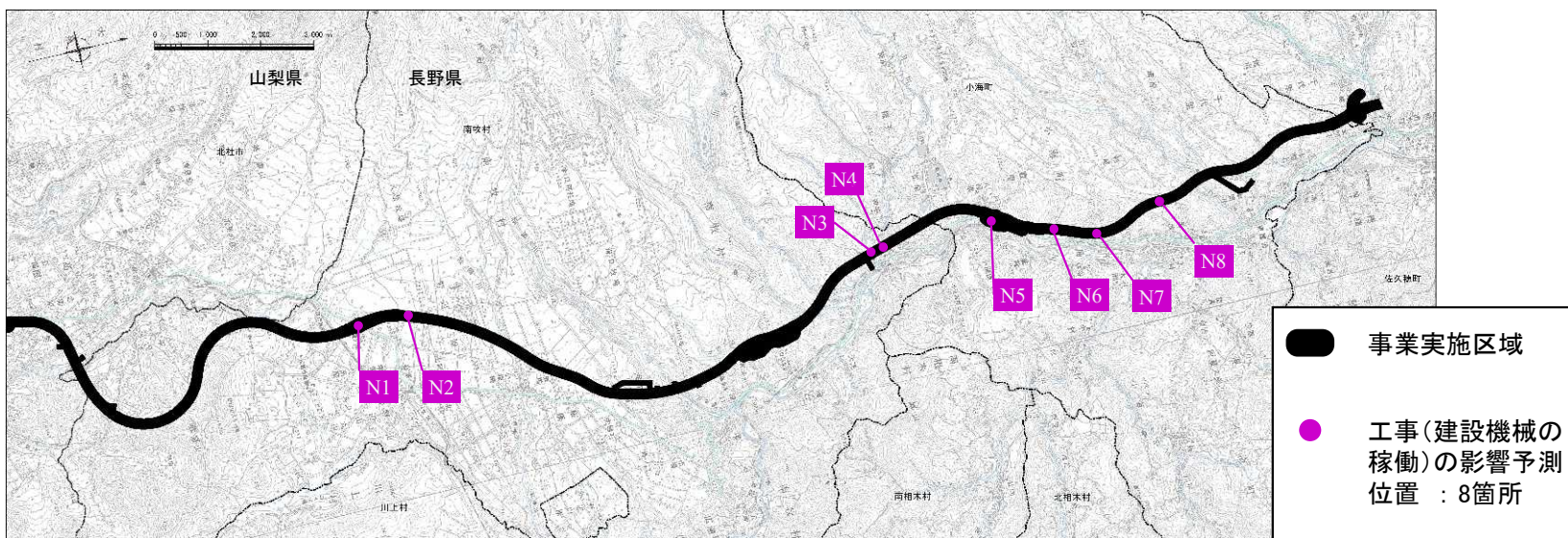
※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価。

環境保全措置：A. 低振動型建設機械の採用

B. 作業方法の改善（作業者に対する資材の取扱いの指導、建設機械の複合同時稼働・高負荷運転を極力回避等）

番号	予測地点
N1	南牧村野辺山1
N2	南牧村野辺山2
N3	南牧村海尻1
N4	南牧村海尻2
N5	小海町豊里1
N6	小海町豊里釜掛1
N7	小海町豊里釜掛2
N8	小海町豊里2



【評価結果の概要】

予測手法	予測結果 L_{10} (dB)	整合を図るべき基準又は目標 (dB)	基準又は目標との整合
旧建設省土木研究所の提案式	50~64	75	○

L_{10} ：サンプリングした一定個数の振動レベルのうち、高い方から10%に相当する値

【整合を図るべき基準又は目標】「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：平成27年4月20日環境省令第19号)

による特定建設作業の規制に関する基準

④振動 (2) 工事用車両の運行に係る振動

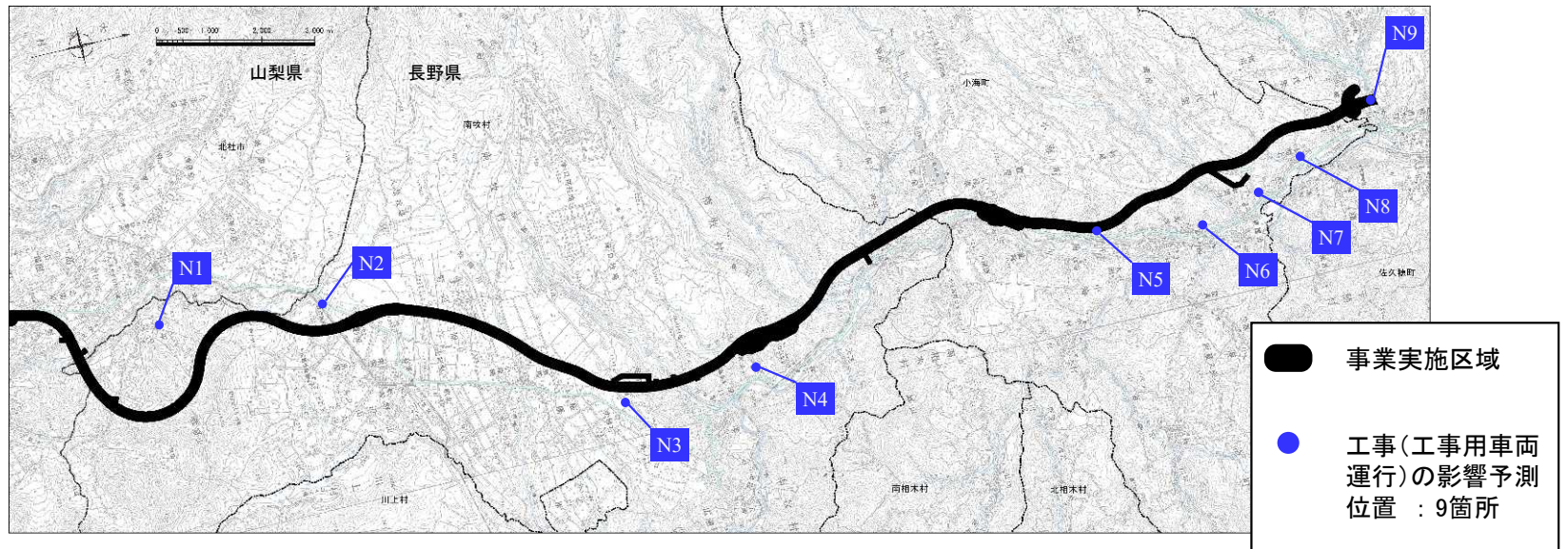
予測地点・方法：工事用車両の運行が予想される 9箇所の予測地点において、技術手法※に記載の式により予測・評価を実施。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

予測・評価結果：**すべての予測地点において基準（要請限度）以下と予測。**
さらに、環境負荷を低減する環境保全措置として、「工事用車両の分散」を実施。よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り**回避又は低減されているものと評価。**

環境保全措置：工事用車両の分散

番号	予測地点
N1	南牧村平沢1
N2	南牧村野辺山1
N3	南牧村野辺山2
N4	南牧村海ノ口1
N5	小海町豊里鍵掛
N6	小海町西馬流
N7	小海町千代里1
N8	小海町千代里2
N9	八千穂高原IC付近



【評価結果の概要】

予測手法	予測結果 L_{10} (dB)	整合を図るべき基準又は目標 (dB)	基準又は目標との整合
振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式	30~47	65	○

L_{10} ：サンプリングした一定個数の振動レベルのうち、高い方から10%に相当する値

【整合を図るべき基準又は目標】 議1-33
「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)による道路交通振動の限度

④振動 (3) 自動車の走行に係る振動

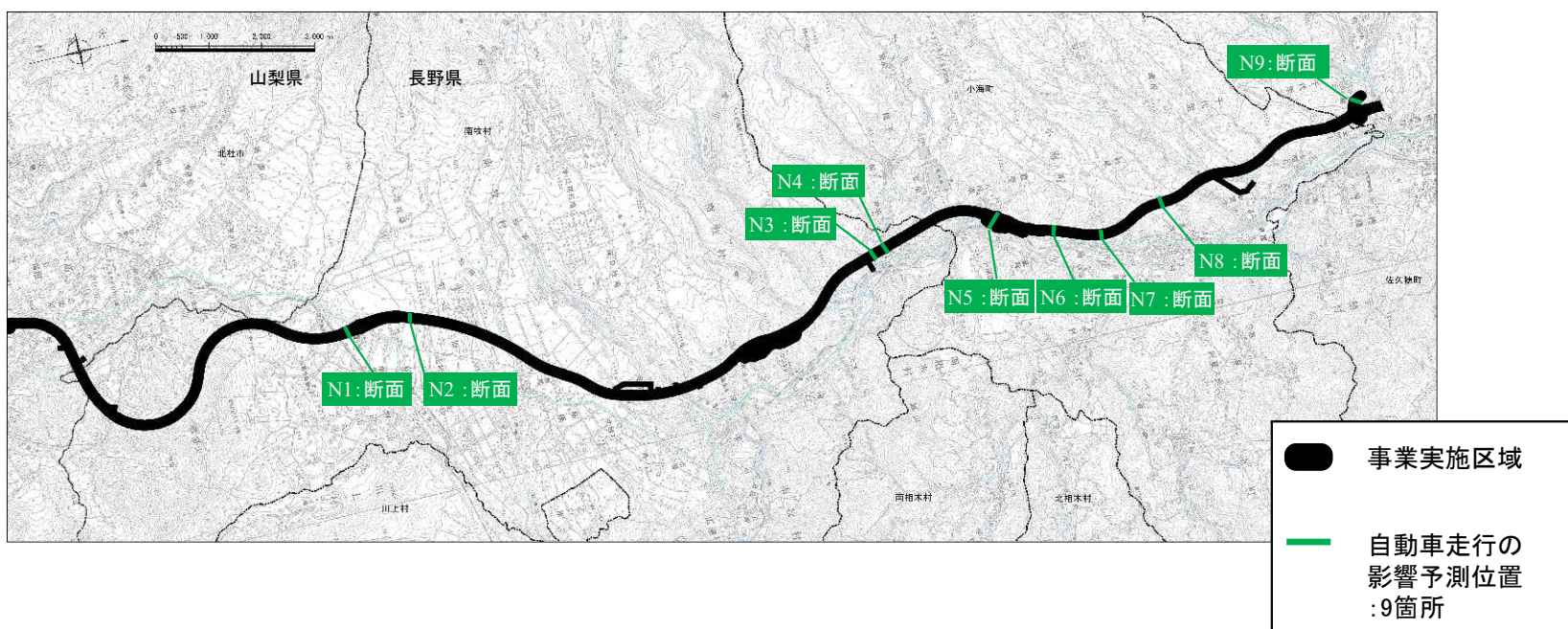
予測地点・方法：9箇所の予測地点において、技術手法※に記載の式により予測・評価を実施。

予測・評価結果：すべての予測地点において基準（要請限度）以下と予測。

よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

番号	予測地点
N1	南牧村野辺山1
N2	南牧村野辺山2
N3	南牧村海尻1
N4	南牧村海尻2
N5	小海町豊里1
N6	小海町豊里鎚掛1
N7	小海町豊里鎚掛2
N8	小海町豊里2
N9	八千穂高原IC付近



【評価結果の概要】

予測手法	予測結果 L_{10} (dB)	整合を図るべき基準又は目標(dB)	基準又は目標との整合
振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式	昼間: 17~46 夜間: 17~46	昼間: 65 夜間: 60	○

L_{10} : サンプルした一定個数の振動レベルのうち、高い方から10%に相当する値

【整合を図るべき基準又は目標】

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)による道路交通振動の限度

環境影響評価の結果

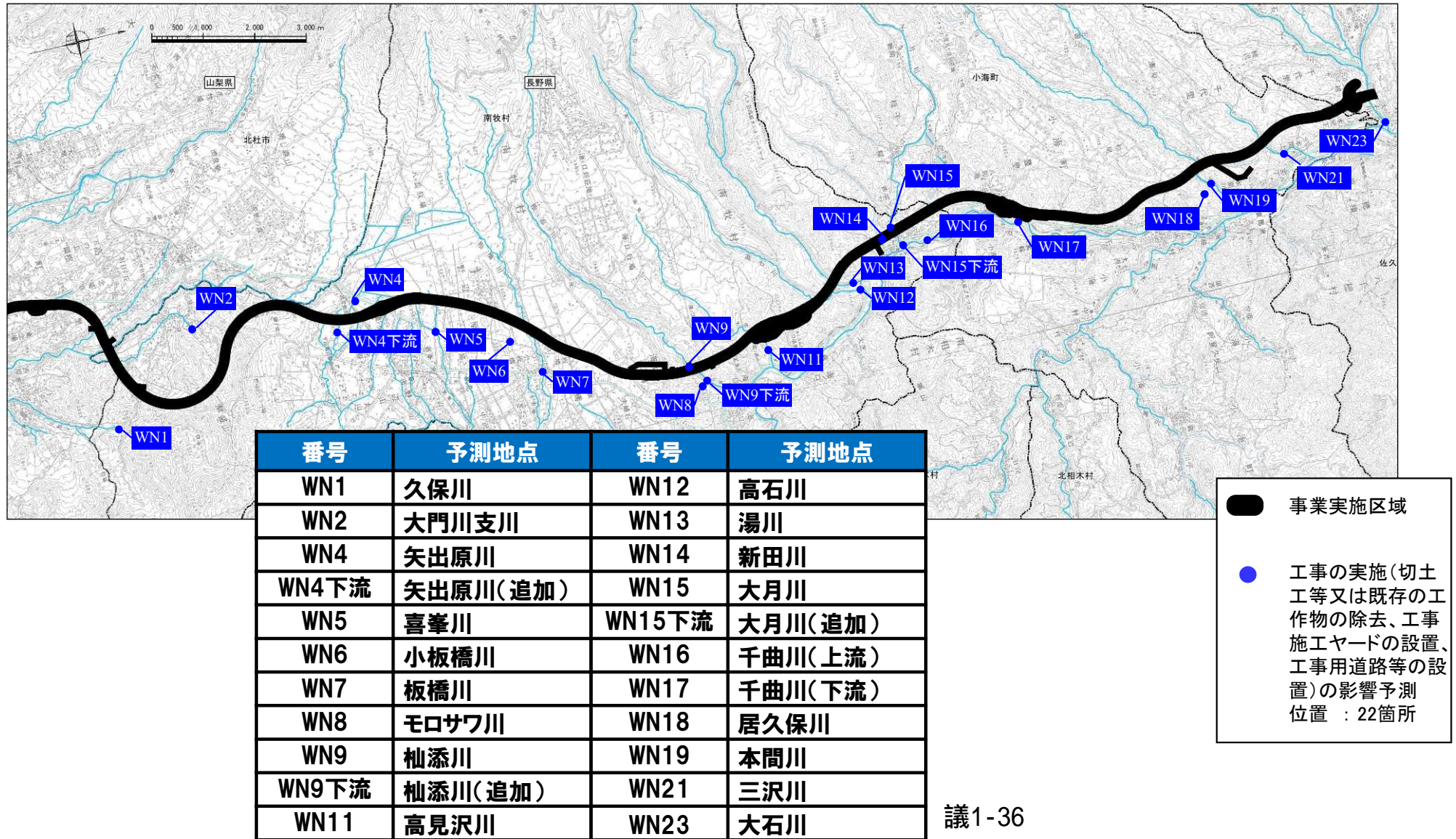
⑤水質

- (1) 工事の実施、水底の掘削等に係る水の濁り
- (2) 水底の掘削等に係る水の汚れ

⑤水質 (1) 工事の実施、水底の掘削等に係る水の濁り

予測地点・方法：事業実施区域が通過する18河川22地点を対象に、技術手法※に記載のある事例の引用により予測・評価を実施。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）



⑤水質 (1) 工事の実施、水底の掘削等に係る水の濁り

予測・評価結果：切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に伴う裸地等の表土から降雨等により濁水が発生する可能性や、トンネル工事による濁水についても、周辺河川へ直接流出する可能性が考えられ、水の濁りが発生する可能性があると予測。

環境保全措置として、「濁水処理施設の設置」、「速やかな転圧及び法面整形」、「シートによる被覆等の実施」、「河川への影響に配慮した施工」を実施することで、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内で行える限り **回避又は低減されているものと評価。**

環境保全措置：A. 濁水処理施設の設置
B. 速やかな転圧及び法面整形
C. シートによる被覆等の実施
D. 河川への影響に配慮した施工

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

⑤水質 (2) 水底の掘削等に係る水の汚れ

予測地点・方法：水底の掘削等を予定している水域を対象に、技術手法※に記載のある事例の引用により予測・評価を実施。

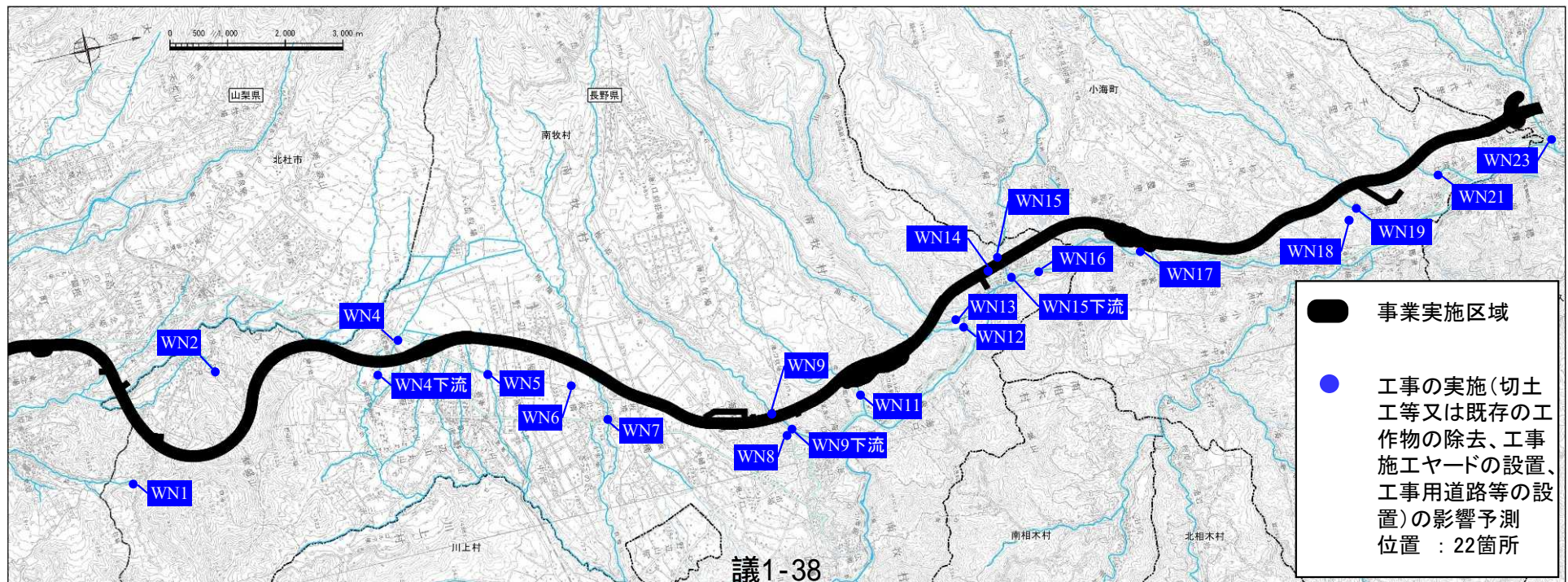
予測・評価結果：水底の掘削等を予定している水域では、低水路に接しない位置に橋脚を設置するとともに、必要以上に橋脚の断面積を大きくしない計画とする。また、仮締切工法による直接流水に接しない施工を行うとともに、必要に応じて仮設材料による一時的な流路の切り回し等を行う。ただし、工事にあたっては、工事排水の周辺河川への流出が懸念され、水底の掘削等に伴い水の濁り及び水の汚れが発生する可能性があるとして予測。

環境保全措置として、「河川への影響に配慮した施工」を実施することで、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価。

環境保全措置：河川への影響に配慮した施工

(河川内の基礎工事等において、濁水処理施設の設置や中和処理による工事排水の適切な処理等を行う。)

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）



環境影響評価の結果

⑥水象

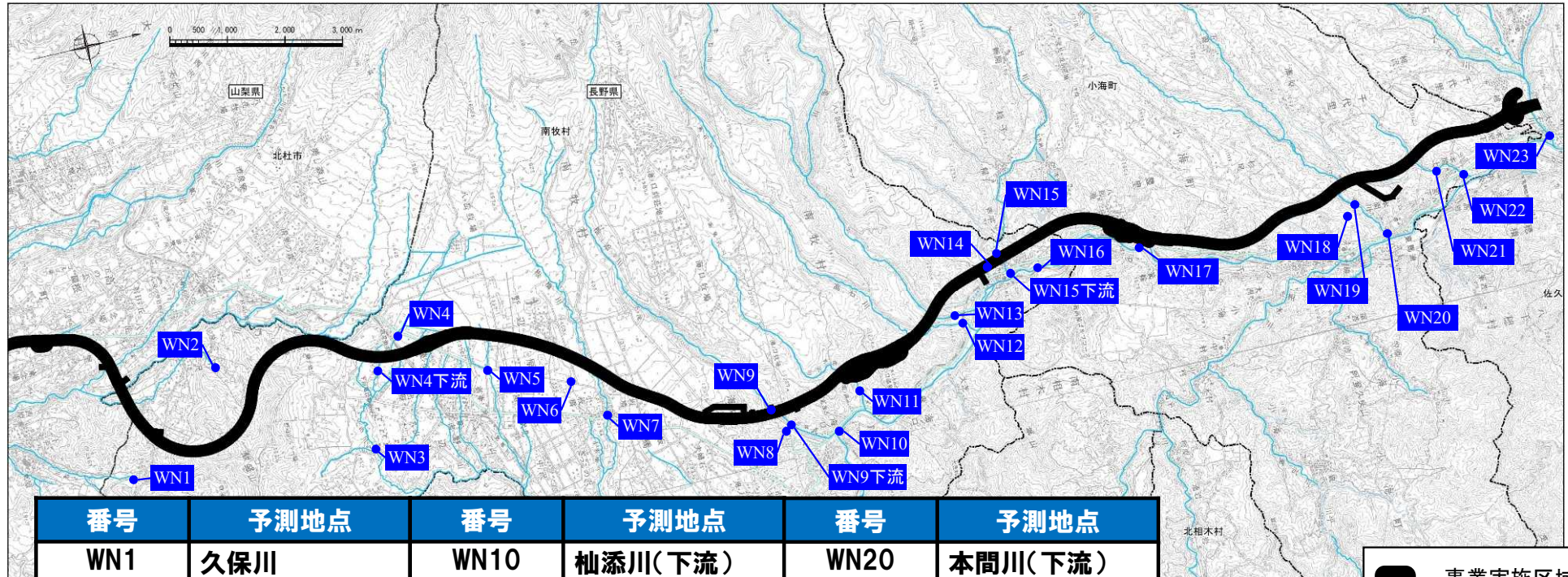
(1) 道路の存在、工事の実施に係る河川

(2) 道路の存在、工事の実施に係る地下水

⑥水象 (1) 道路の存在、工事の実施に係る河川

予測地点・方法：事業実施区域が通過する18河川26地点を対象に、技術手法※に記載にある定性的な手法により予測・評価を実施。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）



番号	予測地点	番号	予測地点	番号	予測地点
WN1	久保川	WN10	柚添川(下流)	WN20	本間川(下流)
WN2	大門川支川	WN11	高見沢川	WN21	三沢川(上流)
WN3	矢出原川(下流)	WN12	高石川	WN22	三沢川(下流)
WN4	矢出原川	WN13	湯川	WN23	大石川
WN4下流	矢出原川(追加)	WN14	新田川		
WN5	喜峯川	WN15	大月川		
WN6	小板橋川	WN15下流	大月川(追加)		
WN7	板橋川	WN16	千曲川(上流)		
WN8	モロサワ川	WN17	千曲川(下流)		
WN9	柚添川	WN18	居久保川		
WN9下流	柚添川(追加)	WN19	本間川(上流)		

- 事業実施区域
- 工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工所用道路等の設置)の影響予測位置：26箇所

⑥水象 (1) 道路の存在、工事の実施に係る河川

予測・評価結果：

＜計画路線が地上部で渡河する河川＞

・河川改変の抑制や、河川機能を確保。また、河川の流れを阻害しない河川幅を確保する。

＜計画路線が橋梁部で渡河する河川＞

・低水路に接しない位置への橋脚設置や、必要以上に橋脚の断面積を大きくしない計画とする等、河川への影響を最小限にしており、**河川の流量はほとんど変化しないと予測。**

＜計画路線がトンネル部で通過する河川＞

・河川水と地下水の関連性がない河川、又は河床がコンクリートによる三面張り構造である河川については、河川水の地下への浸透が抑制され、**河川の流量はほとんど変化しないと予測。**

ただし、河床が自然溪流の河川であり、河川水と地下水が連続している可能性がある河川については、**河川の流量が変化する可能性がある**と予測。

環境保全措置として、「**観測修正法による最適な工法の採用**」を実施することで、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内のできる限り**回避又は低減されているものと評価。**

なお、環境保全措置の内容をより詳細なものにするため、**事後調査を実施。**

環境保全措置：**観測修正法による最適な構造および工法の採用**（工事の実施に伴う地下水への影響をできる限り低減するため、**工事前、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を基に最適な施工方法を採用する**）

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

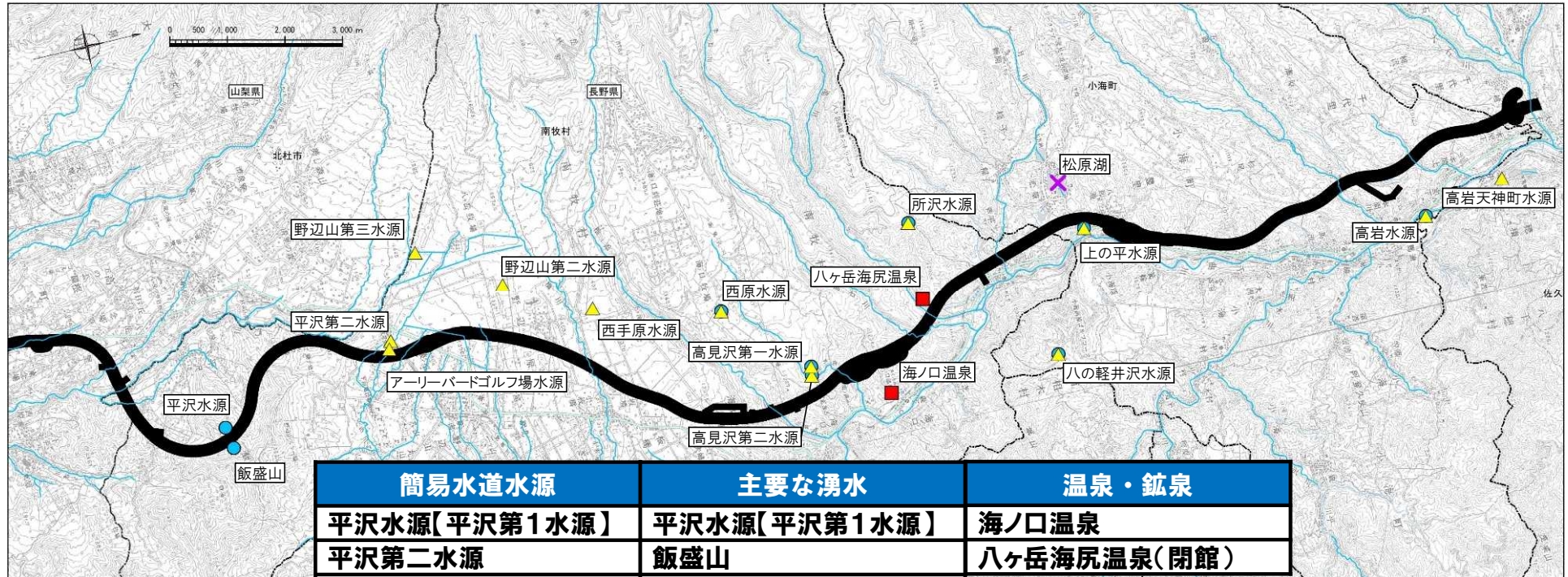
【事後調査の概要】

調査項目	調査内容
○地下水の水位 ○トンネル内の湧水量 ○河川等の流量	○調査期間：工事前、工事中及び完成後 ○調査地域：河川水と地下水が連続し、河床が自然溪流の河川等の周辺 ○調査方法：地下水観測孔による地下水の水位の観測、トンネル内で発生する湧水量の観測、河川等の流量の観測

⑥水象 (2) 道路の存在、工事の実施に係る地下水

予測地点・方法：水道の水源等の18地点を対象に、技術手法※に記載のある定量的、定性的な手法により予測・評価を実施。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）



簡易水道水源	主要な湧水	温泉・鉱泉
平沢水源【平沢第1水源】	平沢水源【平沢第1水源】	海ノ口温泉
平沢第二水源	飯盛山	八ヶ岳海尻温泉(閉館)
アーリーバードゴルフ場水源	西原水源	
野辺山第三水源	高見沢第二水源	
野辺山第二水源	高見沢第一水源	
西手原水源	所沢水源	
西原水源	八の軽井沢水源	
高見沢第二水源	上の平水源	
高見沢第一水源	高岩水源	
所沢水源		
八の軽井沢水源		
上の平水源		
高岩水源		
高岩天神町水源		

- 事業実施区域
- 簡易水道水源
- 主要な湧水
- 温泉・鉱泉
- 松原湖

⑥水象 (2) 道路の存在、工事の実施に係る地下水

予測・評価結果：

a.水道の水源(14地点)

山岳地を通過する事業実施区域においては、地形的に尾根と谷が交互に連続することから、各々のトンネル・切土区間は短く浅く、長い区間にわたって地下水の流動を阻害する道路構造は存在しない。このため、地下水への影響は全体的には小さいと考えられる。野辺山高原の水源について、野辺山高原周辺の地下水は単一の厚い帯水層(100m程度)からなっており、八ヶ岳東麓の地形に支配されて、地下水は東へと流動しているものと想定。断面二次元浸透流解析の結果、トンネル工事の実施及びトンネルの存在により、地下浸透量が増加するものの、影響は非常に小さいと考えられる。そのため、浅部での施工等による影響は限定的であり、**トンネル工事の実施及びトンネルの存在による地下水位への影響は非常に小さいと予測。**

b.主要な湧水(9地点)

山岳地を通過する事業実施区域においては、地形的に尾根と谷が交互に連続することから、各々のトンネル・切土区間は短く浅い。このため、地下水への影響は全体的には小さいと考えられることから、トンネル区間に近接する湧水を除けば、湧水量はほとんど変化しないと予測。平沢地区において、トンネル直上に位置する「**平沢水源**」及び「**飯盛山**」は、断面二次元浸透流解析により、1m～1.5m程度の水位低下が予測されることから、**湧水量が変化する可能性がある**と予測。

c.温泉源泉(2地点)

長野県区間の「海ノ口温泉」は、源泉水の主要イオンおよび水素酸素安定同位体比から表層地下水とは異なる流動系を示す結果であったため、影響は無いものと予測。「八ヶ岳海尻温泉」は、計画路線は温泉位置よりも標高の高い位置を通る計画であるため、影響は無いものと予測。よって、**事業実施により温泉源泉の水位はほとんど変化しないと予測。**

d.松原湖(大月湖・猪名湖・長湖)

断面二次元浸透流解析の結果、トンネル工事の実施及びトンネルの存在により、最も影響が大きいと考えられる長湖からの地下浸透量が増加するものの、渇水期における長湖への流入出量に比べて1.65%程度と予測され、影響は非常に小さいと考えられる。よって、事業実施により**松原湖(大月湖・猪名湖・長湖)の水位はほとんど変化しないと予測。**

環境保全措置として、「**観測修正法による最適な構造及び工法の採用**」を実施することで、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り**回避又は低減されているものと評価。**

環境保全措置：**観測修正法による最適な構造及び工法の採用**

【事後調査の概要】

調査項目	調査内容
<ul style="list-style-type: none"> ○地下水の水位 ○湧水の湧水量 ○トンネル内の湧水量 ○河川等の流量 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査期間：工事前、工事中及び完成後 ○調査地域：平沢地区及び野辺山高原における湧水等の周辺、松原湖・長湖及びその周辺 ○調査方法：地下水観測孔による地下水の水位の観測、湧水の流量の観測、トンネル内で発生する湧水量の観測、河川等の流量の観測 <p style="text-align: right;">議1-43</p>

環境影響評価の結果

⑦地形及び地質

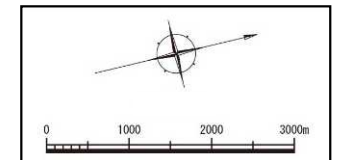
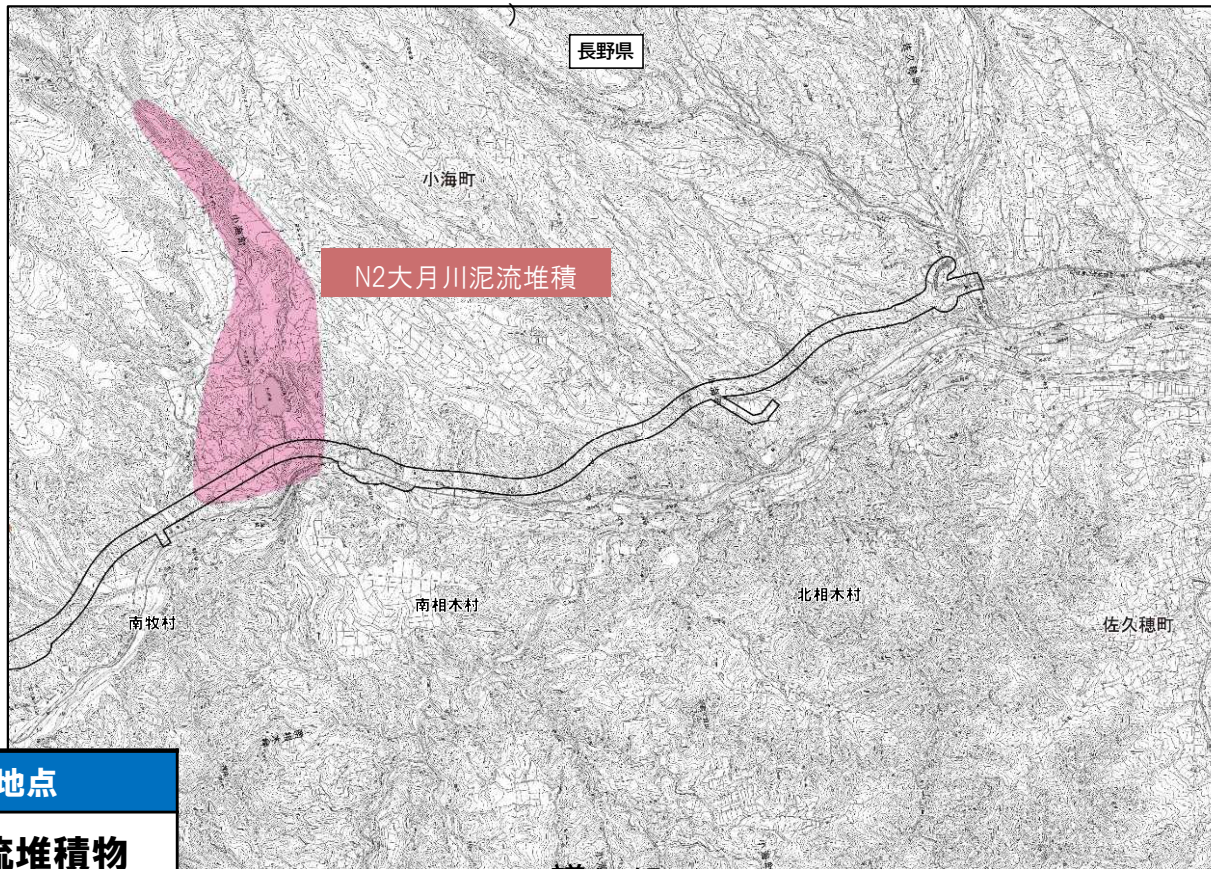
(1) 道路の存在及び工事の実施に係る地形及び地質

⑦地形及び地質 (1) 道路の存在及び工事の実施に係る地形及び地質

予測地点・方法：大月川泥流堆積物を対象に、土地の改変範囲とその程度について、技術手法※に記載のある方法により予測・評価を実施。

予測・評価結果：大月川泥流堆積物を通過する計画路線はトンネル構造となり、工事施工ヤードは計画路線上を、工事用道路は既存道路を利用し、工事の実施による土地改変を最小限に抑えた計画とするため、**大月川泥流堆積物は保全されると予測**。
よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内のできる限り**回避又は低減されているものと評価**。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）



- 事業実施区域
- 重要な地形及び地質 (大月川泥流堆積物)

番号	予測地点
N2	大月川泥流堆積物

環境影響評価の結果

⑧日照阻害

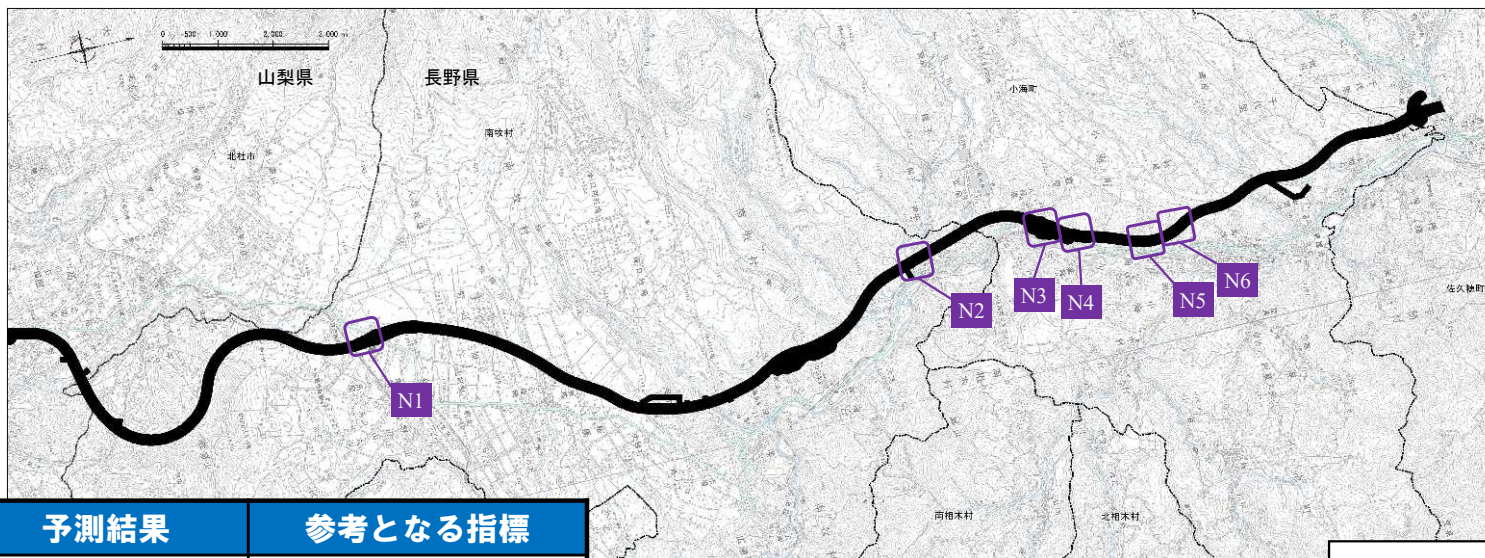
(1) 道路の存在に係る日照阻害

⑧日照障害 (1) 道路の存在に係る日照障害

予測地点・方法：道路構造が高架構造となる6箇所において、技術手法※に記載の式により予測・評価を実施。

予測・評価結果：**すべての予測地点において基準（参考となる指標）以下と予測。**
計画路線は道路の計画段階において、集落及び市街地をできる限り回避した計画としており、住居等の保全対象への影響に配慮し、環境負荷を回避・低減。
よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内では**回避又は低減されているものと評価。**

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）



【予測結果の概要】

番号	予測地点	予測結果	参考となる指標
N1	南牧村野辺山	日影は生じない	1階で4時間
N2	南牧村海尻	1時間以下	1階で4時間
N3	小海町豊里1	日影は生じない	1階で4時間
N4	小海町豊里2	1時間以下	1階で4時間
N5	小海町豊里3	日影は生じない	1階で4時間
N6	小海町豊里4	4時間	1階で4時間

● 事業実施区域
○ 供用(道路の存在)の影響予測位置 : 6地点

環境影響評価の結果

⑨電波障害

(1) 道路の存在に係る電波障害

⑨電波障害 (1) 道路の存在に係る電波障害

予測地点・方法：道路構造が高架構造となる3箇所（範囲）において、手引き※¹に記載の式により予測・評価を実施。

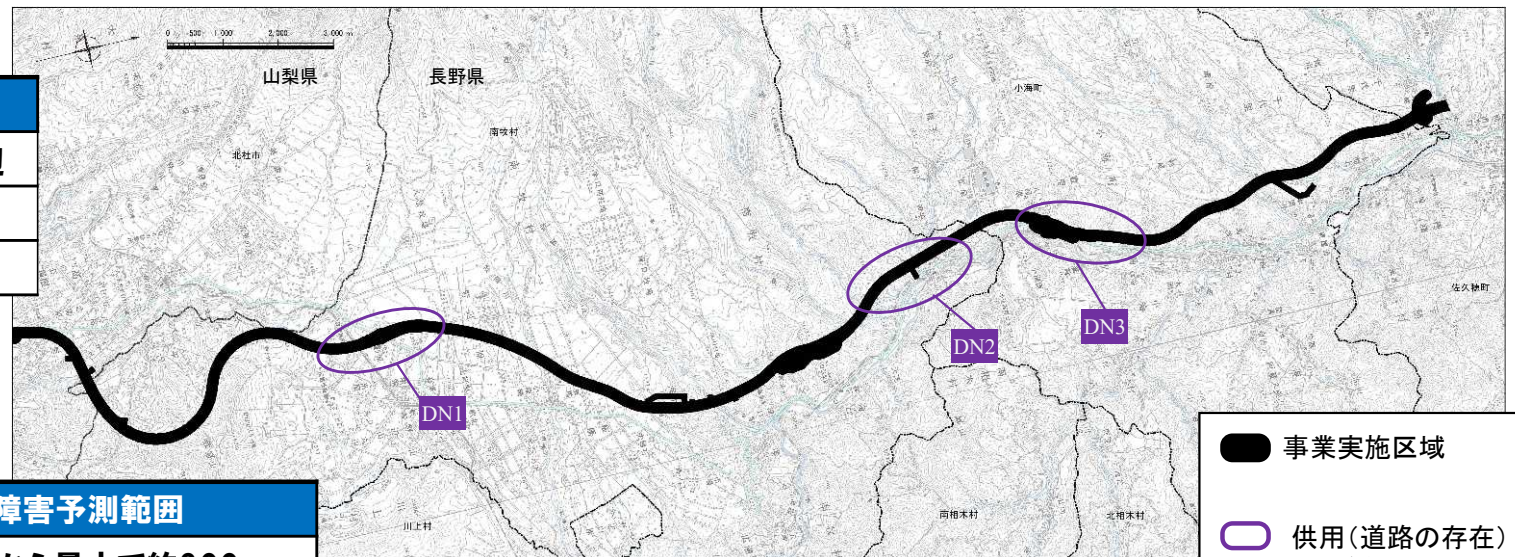
予測・評価結果：障害予測範囲内のほとんどの建物が共同受信施設、またはケーブルテレビに加入。電波障害の発生に対して、関係者と協議のうえ適切な改善策を講じる等の配慮を行うことにより、**すべての予測地点において影響はないと予測。**よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でする限り**回避又は低減されているものと評価。**

なお、本事業に起因する電波障害については、必要に応じて関係通達※²に基づき適切に対処。

※1：「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3）」（平成17年3月 社団法人日本CATV 技術協会）

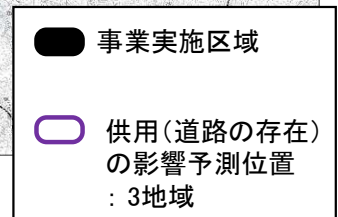
※2：「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和54年10月12日建設省計用発第35号）

番号	予測地点
DN1	南牧村平沢・南牧村野辺山周辺
DN2	南牧村海尻周辺
DN3	小海町豊里・小海町小海周辺



【予測結果の概要】

中継局	障害予測範囲
甲府局(21~27ch)	計画路線から最大で約300m
穴山中継局(39~52ch)	計画路線から最大で約200m
南牧中継局(23~33ch)	計画路線から最大で約600m
八千穂中継局(13~18ch)	計画路線から最大で約900m



環境影響評価の結果

⑩動物

(1) 道路の存在、工事の実施に係る動物

⑩動物 (1) 道路の存在、工事の実施に係る動物

事後調査：事業の実施に伴う改変範囲と重要な種の生息地などを重ね合わせ、科学的知見及び類似事例を参考に予測しており予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置は、既存の知見や事例、専門家等の意見を参考に実施することから、環境保全措置の不確実性は小さいが、「工事工程の検討及び段階的な工事の実施等」、「代替営巣地の創出」について、より詳細なものにするため、事後調査を実施。

【事後調査の概要】

調査項目	調査内容
○ハチクマ及びハイタカの生息状況	○調査期間：工事前から工事中の調査対象の繁殖期を基本 ○調査地域：ハチクマ営巣地周辺 ハイタカ営巣地周辺 ○調査方法：直接観察による生息状況の確認

環境影響評価の結果

⑪植物

(1) 道路の存在、工事の実施に係る植物

⑪植物 (1) 道路の存在、工事の実施に係る植物

予測地点・方法：事業実施区域及びその周辺において、現地調査により確認された植物を対象に技術手法※1に記載のある方法により予測・評価を実施。※1：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

予測・評価結果：重要な植物種のうち、11種※2は生育環境が保全されない、または保全されない可能性があると予測。その他の重要な種及び重要な群落の生育環境は保全されると予測。
環境保全措置として、「工事中・供用後の監視」、「重要な植物種の移植又は播種」を実施することで、環境負荷を回避・低減。

さらに、環境負荷を低減する環境保全措置として、「濁水処理施設の設置」、「河川への影響に配慮した施工」を実施。

よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価。なお、重要な植物種11種については、環境保全措置の内容をより詳細なものにするため、事後調査を実施。

- 環境保全措置：A. 工事中・供用後の監視
(エビラシダ、イトトリゲモ、トリゲモ、イトモ、ミクリ、ヒロハノハネガヤ、ポタン属、ツルカメバソウ)
- B. 重要な植物種の移植又は播種※2 (※2 エビラシダ、イトトリゲモ、トリゲモ、イトモ、ユウスゲ、ミクリ、ヒロハノハネガヤ、ポタン属、ハナムグラ、ツルカメバソウ、トダイハイコ)
- C. 濁水処理施設の設置
- D. 河川への影響に配慮した施工
(河川内の基礎工事等において、濁水処理施設の設置や中和処理による工事排水の適切な処理等を行う。)



⑪植物（1）道路の存在、工事の実施に係る植物

事後調査：事業の実施に伴う改変範囲と重要な種・群落等の生育地などを重ね合わせ、科学的知見及び類似事例を参考に予測しており予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置は、既存の知見や事例、専門家等の意見を参考に実施することから、環境保全措置の不確実性は小さいが、「重要な植物種の移植又は播種」について、より詳細なものにするため、事後調査を実施。

【事後調査の概要】

調査項目	調査内容
○移植又は播種した植物の生育状況	○調査期間：各種の生活史及び育成特性等に応じて設定 ○調査地域：移植又は播種を講じた植物の生育地 エビラシダ、イトトリゲモ、トリゲモ、イトモ、ユウスゲ、ミクリ、ヒロハノハネガヤ、ボタン属、ハナムグラ、ツルカメバソウ、トダイハハコ ○調査方法：移植又は播種を講じた植物の生育状況（株数、形状、育成高、開花、結実状況等）並びに生育環境の状況確認

環境影響評価の結果

⑫生態系

(1) 道路の存在、工事の実施に係る生態系

⑫生態系 (1) 道路の存在、工事の実施に係る生態系

予測条件 (調査結果) : 地域を特徴づける生態系として「飯盛山生態系」、「野辺山高原生態系」、「小海里山生態系」に区分しました。

生態系区分	分類	注目種・群集
飯盛山生態系	上位性	キツネ、フクロウ、アメマス類 (ヤマトイワナ、ニッコウイワナ)
	典型性	大型哺乳類 (ニホンジカ)、雑食性中型哺乳類 (タヌキ)、樹上性小型哺乳類 (ニホンリス)、山地・山里の鳥類群集 (ホオジロ)、山地・山里の鳥類群集 (エナガ)、山地・山里の鳥類 (アオゲラ、アカゲラ)、耕作地・里山を代表する昆虫類 (止水性トンボ類)、訪花性ハチ類 (ニホンミツバチ、トラマルハナバチ本土亜種)、自然布の素材 (ヤマユ本土亜種、ウスタビガ本土亜種)、自然布の素材 (アカソ、クズ、カラムシ)、かごづくりの素材 (アオツツラフジ、ヤマブドウ、アケビ)、染色の色材 (アカネ、ヤシャブシ、ヌルデ、ヨモギ、キハダ)
	特殊性	湿地性植物 (ハンノキ群落)、湧水地の大型紅藻類 (カワモズク類)、洞窟性コウモリ類のねぐらとなる洞穴・水路、ハコネサンショウウオ
野辺山高原生態系	上位性	キツネ、オオタカ、フクロウ、アメマス類 (ヤマトイワナ、ニッコウイワナ)
	典型性	大型哺乳類 (ニホンジカ)、雑食性中型哺乳類 (タヌキ)、山地・山里の鳥類群集 (ホオジロ)、山地・山里の鳥類群集 (エナガ)、山地・山里の鳥類 (アオゲラ、アカゲラ)、耕作地・里山を代表する昆虫類 (止水性トンボ類)、訪花性ハチ類 (ニホンミツバチ、トラマルハナバチ本土亜種)、かごづくりの素材 (アケビ、ゴヨウアケビ)、染色の色材 (ヨモギ)
	特殊性	湿地性植物、湧水地の大型紅藻類 (カワモズク類)
小海里山生態系	上位性	キツネ、オオタカ、フクロウ、アメマス類 (ヤマトイワナ、ニッコウイワナ)
	典型性	大型哺乳類 (ニホンジカ)、雑食性中型哺乳類 (タヌキ)、樹上性小型哺乳類 (ニホンリス)、山地・山里の鳥類群集 (ホオジロ)、山地・山里の鳥類群集 (エナガ)、山地・山里の鳥類 (アオゲラ、アカゲラ)、水田のカエル類 (トノサマガエル)、地域を代表する昆虫類 (ゲンジボタル、ヘイケボタル)、耕作地・里山を代表する昆虫類 (止水性トンボ類)、訪花性ハチ類 (ニホンミツバチ、トラマルハナバチ本土亜種)、自然布の素材 (ヤマユ本土亜種、ウスタビガ本土亜種)、自然布の素材 (アカソ、クズ、カラムシ)、かごづくりの素材 (アオツツラフジ、ヤマブドウ、アケビ、ミツバアケビ、ゴヨウアケビ)、染色の色材 (アカネ、ヤシャブシ、ヌルデ、ヨモギ、キハダ)
	特殊性	湿地性植物、湧水地の大型紅藻類 (カワモズク類)、水生甲虫類が生息するため池群 (ゲンゴロウ、ガムシ)



キツネ



ホオジロ



ニッコウイワナ



ガムシ

⑫生態系 (1) 道路の存在、工事の実施に係る生態系

予測地点・方法：事業実施区域及びその周辺において、地域を特徴づける生態系を対象に技術手法※に記載のある方法により予測・評価を実施。

予測・評価結果：「飯盛山生態系」、「野辺山高原生態系」、「小海里山生態系」は保全されると予測。計画路線は、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の生息・生育環境をできる限り回避した計画としており、環境負荷を低減する環境保全措置として、「工事工程の検討及び段階的な工事の実施等」、「低騒音型建設機械の採用」等を実施することで、環境負荷を回避・低減。

予測し得ない環境上の著しい影響が生じたことが判明した場合は、事業予定者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じることから、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価。

- 環境保全措置**：
- A. 工事施工ヤード及び工事用道路の計画路線区域内利用
 - B. 低騒音型建設機械の採用
 - C. 濁水処理施設の設置
 - D. 河川への影響に配慮した施工
(河川内の基礎工事等において、濁水処理施設の設置や中和処理による工事排水の適切な処理等を行う。)
 - E. 観測修正法による最適な工法の採用
(工事前、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映させる。)
 - F. 夜間工事照明の漏れ出し防止ブラインド、扉の設置及び誘引性の低い照明の採用
 - G. 道路照明の漏れ出しを防止した構造及び誘引性の低い照明の採用

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

環境影響評価の結果

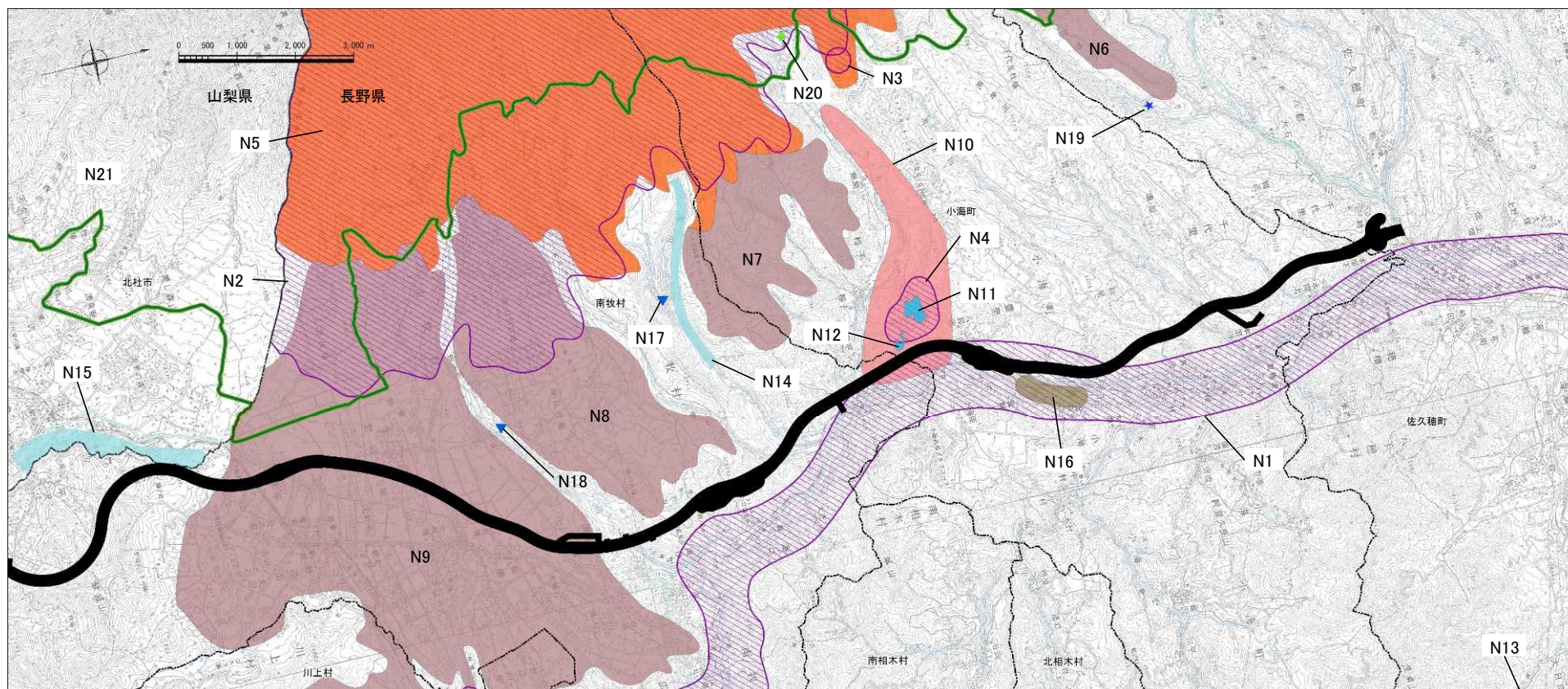
⑬ 景観

(1) 道路の存在に係る景観

⑬ 景観 (1) 道路の存在に係る景観

予測地点・方法：実施区域周辺の景観資源21箇所、眺望景観7箇所を対象として、技術手法※に記載のある方法により主要な眺望点や景観資源の改変の程度、眺望景観の変化の程度について、予測・評価を実施。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

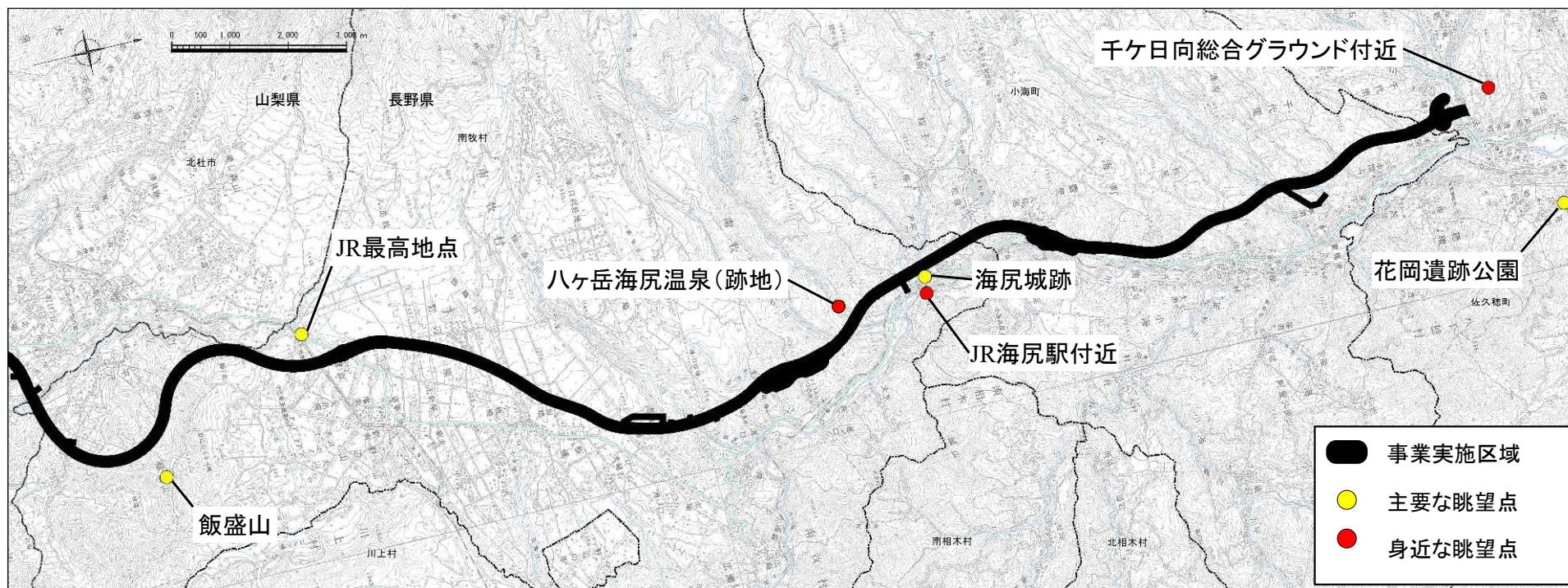


区分	番号	予測地点	区分	番号	予測地点	区分	番号	予測地点	区分	番号	予測地点	
歴史的 自然環境	N1	千曲川上流	火山性高原 (台地状)	N6	池ノ平	湖沼	N11	松原湖	断崖・岸壁	N16	鎰掛断崖	
	N2	八ヶ岳		N7	八ヶ岳高原		N12	長湖		滝	N17	牛首の滝
	N3	山の神のサラサドウダン群落		N8	海の口高原		N13	古谷溪谷			N18	千ヶ滝
	N4	松原湖沼群		N9	野辺山高原		N14	湯川溪谷			湧泉群	N19
火山群	N5	八ヶ岳	流れ山群	N10	大月川泥流堆積物	溪谷・峡谷	N15	大門川溪谷	噴泉	N20	楯子湯	
							国定公園	N21	八ヶ岳中信高原国定公園			

⑬景観（1）道路の存在に係る景観

予測・評価結果：計画路線による主要な眺望点の改変はなく景観資源については、千曲川上流、野辺山高原、大月川泥流堆積物の3箇所において、**改変される可能性があります、改変は一部に限られると予測**。
主要な眺望景観の変化については、八ヶ岳海尻温泉跡地の1箇所からの眺望景観に変化が生じますが構造物・道路付属物の検討にあたっては、周辺景観との調和や、地域住民に配慮することにより、**眺望景観の変化による影響は低減されると予測**。その他の眺望点については、計画路線はほとんど目立たないことから、**眺望景観の変化による影響はほとんど生じないと予測**。
さらに、環境負荷を低減する環境保全措置として、「構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」、「地形改変部（法面含む）の緑化」を実施。
よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内で行える限り**回避又は低減されているものと評価**

環境保全措置：A. 構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討
B. 地形改変部（法面含む）の緑化



⑬ 景観 (1) 道路の存在に係る景観

● 景観予測結果(主要な眺望景観:海尻城跡)

現況



供用後

対象道路



⑬ 景観 (1) 道路の存在に係る景観

● 景観予測結果(主要な眺望景観:JR最高地点)

現況



供用後



⑬ 景観 (1) 道路の存在に係る景観

● 景観予測結果(主要な眺望景観:飯盛山)

現況



供用後



⑬ 景観 (1) 道路の存在に係る景観

● 景観予測結果(主要な眺望景観:花岡遺跡公園)

現況



供用後



⑬ 景観 (1) 道路の存在に係る景観

● 景観予測結果(身近な眺望景観:八ヶ岳海尻温泉(跡地))

現況



供用後



⑬ 景観 (1) 道路の存在に係る景観

● 景観予測結果(身近な眺望景観:JR海尻駅付近)

現況



供用後



⑬ 景観 (1) 道路の存在に係る景観

● 景観予測結果(身近な自然景観:干ヶ日向総合グラウンド付近)

現況



供用後



環境影響評価の結果

⑭人と自然との触れ合いの活動の場

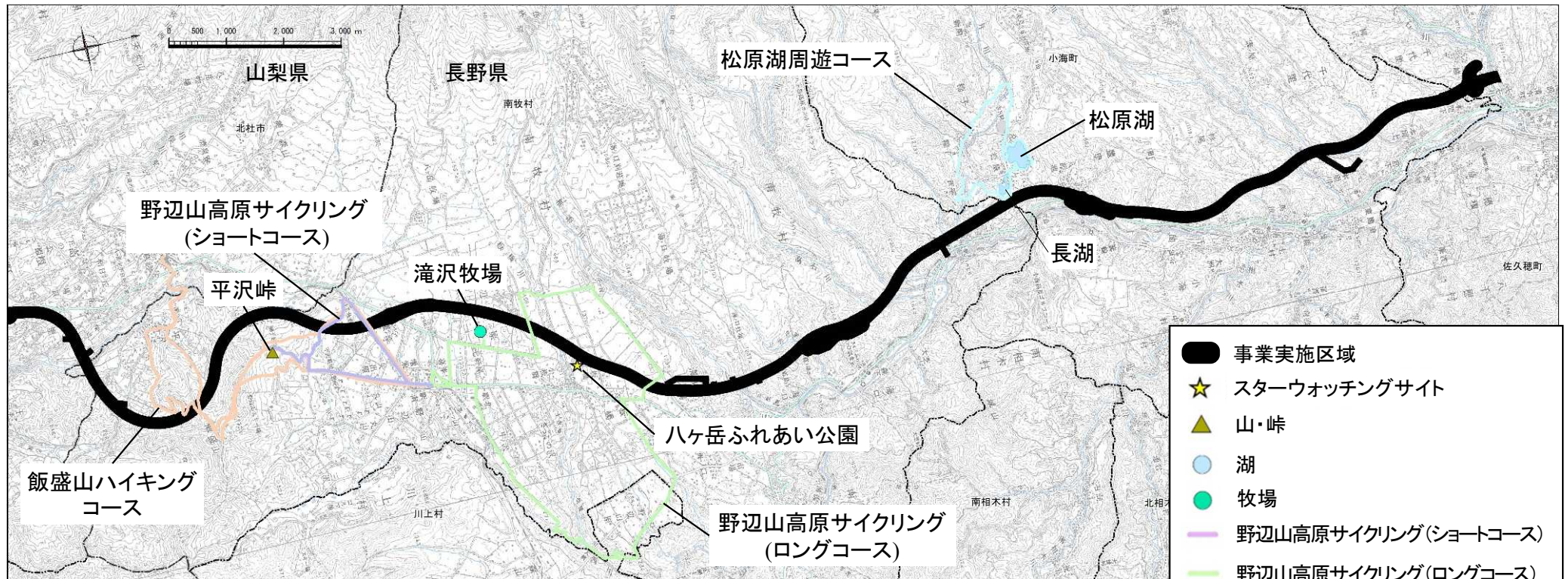
(1) 道路の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場

⑭人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 道路の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場

予測地点・方法：事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場9箇所を対象として、技術手法※に記載のある方法により、改変の有無や、利用性・快適性の変化について、予測・評価を実施。

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）



※：現地調査は13箇所で行っていますが、予測地点として9箇所を選定しております。

⑭人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 道路の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場

予測地点・方法：事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場9箇所を対象として、技術手法※に記載のある方法により、改変の有無や、利用性・快適性の変化について、予測・評価を実施。

予測・評価結果：

＜触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源の改変の程度＞

- ・すべての地点で、触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く **自然資源は保全されると予測**。

＜利用性の変化＞

- ・すべての地点で、**利用性の変化による影響が生じる可能性は低いと予測**。また、**到達時間・距離の変化による影響が生じる可能性は低いと予測**。

＜快適性の変化＞

- ・野辺山高原サイクリング（ショートコース）及び飯盛山ハイキングコースでは、計画路線が近傍に視認されるため、快適性の変化が生じる可能性があるが、法面は可能な限り緑化を行う。また、構造物・道路付属物の検討にあたっては、周辺景観との調和や地域住民に配慮することにより、**快適性の変化による影響は低減されると予測**。
- ・その他の地点では、**快適性の変化による影響は生じないと予測**。

さらに、環境負荷を低減する環境保全措置として、「構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」、「地形改変部（法面含む）の緑化」を実施。

よって、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内のできる限り **回避又は低減されているものと評価**。

環境保全措置：A. 構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討
B. 地形改変部（法面含む）の緑化

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

環境影響評価の結果

⑮文化財

(1) 道路の存在、工事の実施に係る文化財

⑮文化財（1）道路の存在、工事の実施に係る文化財

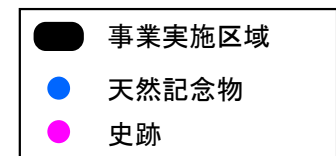
予測地点・方法：事業実施区域周辺の文化財5箇所を対象として、文化財及び周辺環境の改変の位置、程度について、予測・評価を実施。

予測・評価結果：**すべての地点で文化財そのものは改変されないことから、雰囲気や利用環境の変化は生じないと予測。**

環境保全措置の実施は必要ありませんが、近接する工事に先立ち文化財保護法に基づき適切な措置を講じること、未周知の埋蔵文化財等が確認された場合にも関係法令に基づき適切な措置を講じることから、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内でできる限り**回避又は低減されているものと評価。**



予測地点	種別
一里塚の榎	天然記念物
海尻の姫小松	天然記念物
さかさ柏	天然記念物
海尻城跡	史跡
平賀源心の胴塚	史跡



環境影響評価の結果

⑩ 廃棄物等

(1) 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等

⑩ 廃棄物等 (1) 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等

予測方法	: <u>工事の実施により発生する廃棄物等</u> （建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材）を対象として、技術手法※に記載のある方法により予測・評価を実施。
予測・評価結果	: <u>建設副産物が発生すると予測。</u> 環境保全措置として、「 <u>工事間流用の促進（建設発生土）</u> 」、「 <u>再資源化施設への搬入等による他事業等での利用</u> 」を実施することで、環境影響は事業予定者の実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているものと評価。
環境保全措置	: <u>A. 工事間流用の促進（建設発生土）</u> <u>B. 再資源化施設への搬入等による他事業等での利用</u>

※：道路環境影響評価の技術手法（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

【予測結果の概要】

建設副産物	発生量	事業地内利用量	実施区域外への搬出量	処理方法
建設発生土	約 4,560,000m ³	約 2,190,000m ³	約 2,370,000m ³	・事業内利用 ・工事間流用の促進
建設汚泥	約 140,000m ³	—	約 140,000m ³	・再資源化施設への搬入等による他事業等での利用 ・場内での脱水処理等による減量化
コンクリート塊	約 700m ³	—	約 700m ³	・再資源化施設への搬入等による他事業等での利用
アスファルト・コンクリート塊	約 1,500m ³	—	約 1,500m ³	・再資源化施設への搬入等による他事業等での利用
建設発生木材	約 2,700m ³	—	約 2,700m ³	・再資源化施設への搬入等による他事業等での利用

注：建設発生土は、トラック運搬量を想定し、掘削土をほぐした後の膨張量を加算した量である。

環境影響評価の結果

●環境影響の総合的な評価

- 本対象事業においては、計画路線の位置、及び基本構造の検討段階から環境保全に配慮しており、各環境要素について事業予定者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、計画路線が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避又は低減が図られている。
- また、水象、動物、植物については、環境保全措置の内容をより詳細なものにするため、事後調査を実施し、専門家等の指導・助言を得ながら適切な措置を講ずることとする。
- このことから、計画路線に係る環境の保全について適正な配慮がなされていると評価する。

(6) 都市計画案及び環境影響評価準備書の 公告・縦覧及び説明会の状況

R8.6.1 第226回 長野県都市計画審議会資料
佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線

令和8年2月2日から3月2日に都市計画案及び環境影響評価準備書の公告・縦覧を実施した。また、準備書は分量が多く、内容も専門的であることから地域住民等の理解を深めるために関係地域内において説明会を開催した。

■説明会の結果

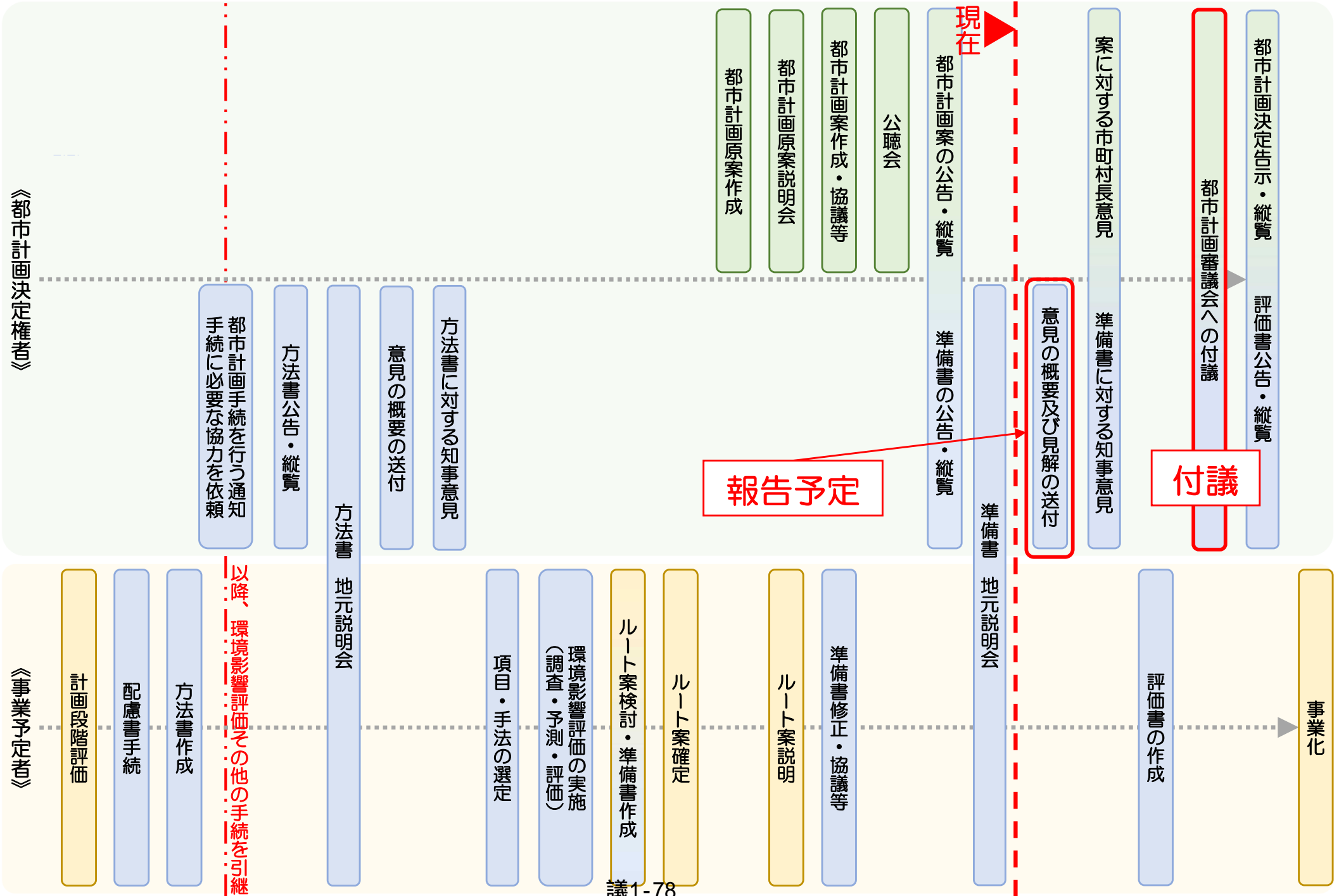
日時	場所	参加人数	主な質問・意見
2月12日（木）19：00～	小海町総合センター	70名	・ 仮囲い等を設置する場合の日照阻害への影響は考慮しているのか。 ・ 一日でも早い完成をお願いしたい。
2月15日（日）13：30～	南牧南小学校	33名	・ 除雪基地の計画はあるのか。 ・ （仮称）野辺山インターチェンジの位置は変更できないのか。
2月15日（日）15：30～	南牧村中央公民館	23名	・ 井戸への影響は調査しているのか。 ・ 本区間は4車線で整備されるのか。
2月17日（火）19：00～	佐久市コスモホール	30名	・ 融雪散布剤の影響は評価しているのか。 ・ 動植物の事後調査期間は。

■意見書の提出状況（提出期間：2/2～3/16）

※現在「意見書の概要及び見解」について整理中

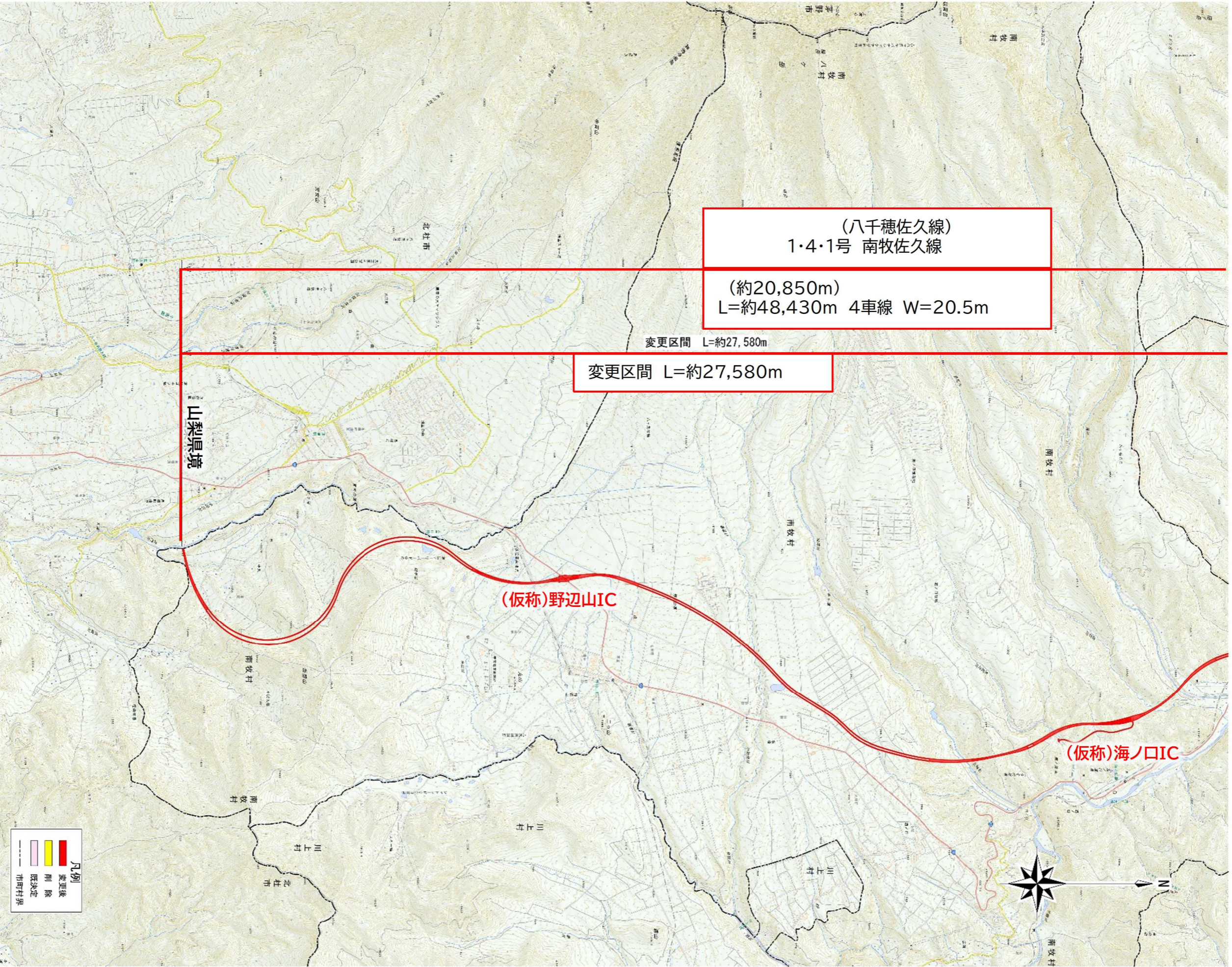
対象	提出数	主な意見
準備書	7件	・ 工事の実施及び供用による耕作地への日照阻害等の影響の詳細調査及び対策を示してほしい。 ・ 野辺山高原の星空景観を保護するための対策をお願いしたい。
都市計画案	6件	・ 耕作地が分断されるため、（仮称）野辺山IC周辺の道路構造を変更できないか検討してほしい。 ・ 適切に環境影響評価されていることが確認できたので、早期の全線開通をお願いしたい。

(7) 今後の手続きの流れ (予定)



- 現地調査について、年内の実施を予定
(今後日程調整)

佐久都市計画道路の変更 総括図 (長野県決定)
1・4・1号 南牧佐久線



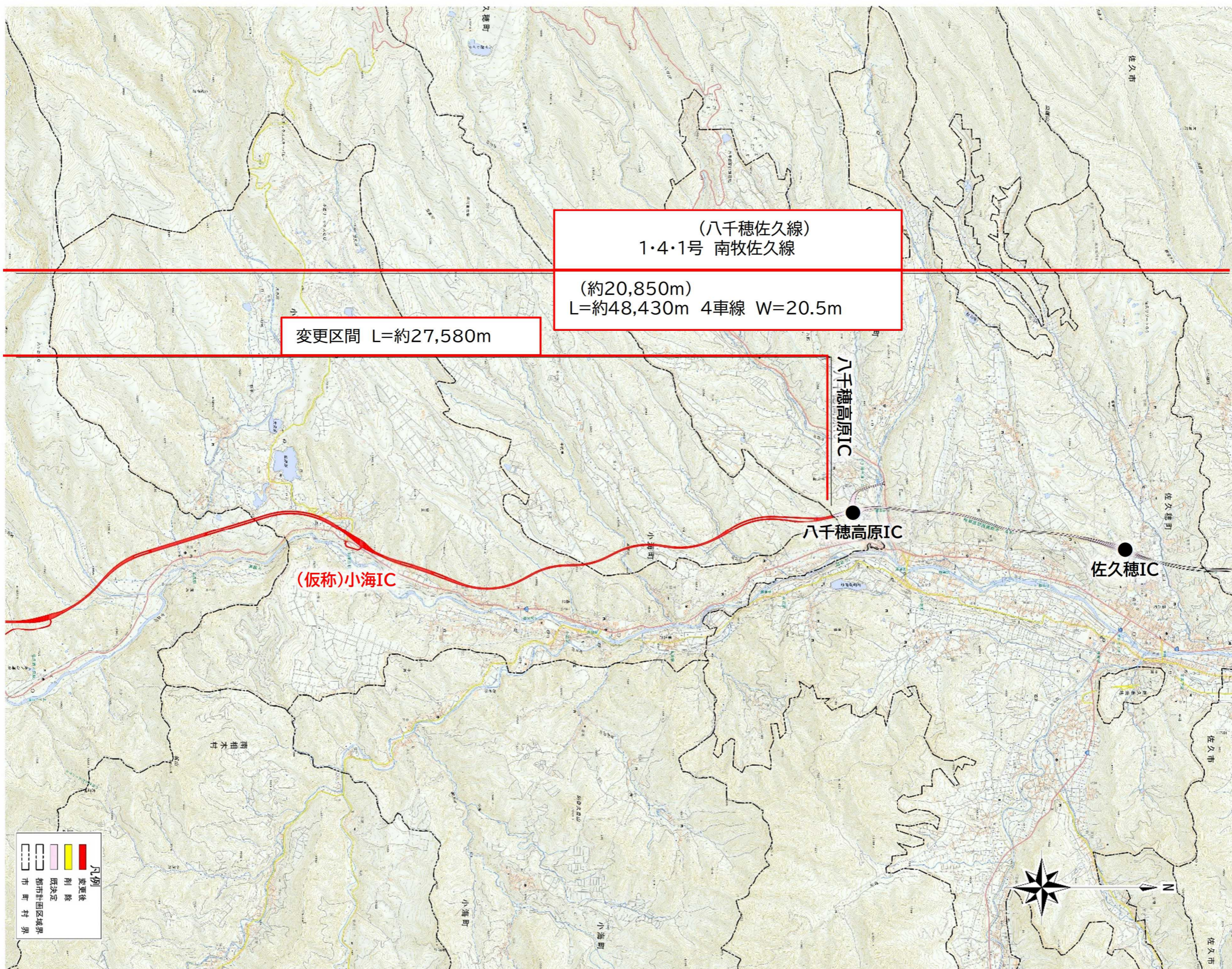
1. 投影はユニバーサル横メルカトル図法、座標帯は第51帯、中央子午線は東経141°
2. 図面に付した距離は経緯度差1分ごとの目盛
3. 点高は水準は東京湾の平均海面
4. 等高線及び等深線の間隔は10メートル
5. 縮尺は平面積に四角縮尺 20
6. 図式は平成24年度電子地形図25000図式
7. 本図上部の枠内には、この地図の購入者が入力したものをそのまゝ記載していません

凡例

変更後
削除
既決定
市町村界

令和5年 8月 1日 調製
138-45-55-92-A0-1-20230804-122219-0000
測量法に基づく国土地理院長承認(複製) 承認番号R5JH193
本製品を複製する場合、国土地理院の長の承認を得なければなりません

佐久都市計画道路の変更 総括図 (長野県決定)
1・4・1号 南牧佐久線



(八千穂佐久線)
1・4・1号 南牧佐久線
(約20,850m)
L=約48,430m 4車線 W=20.5m

変更区間 L=約27,580m

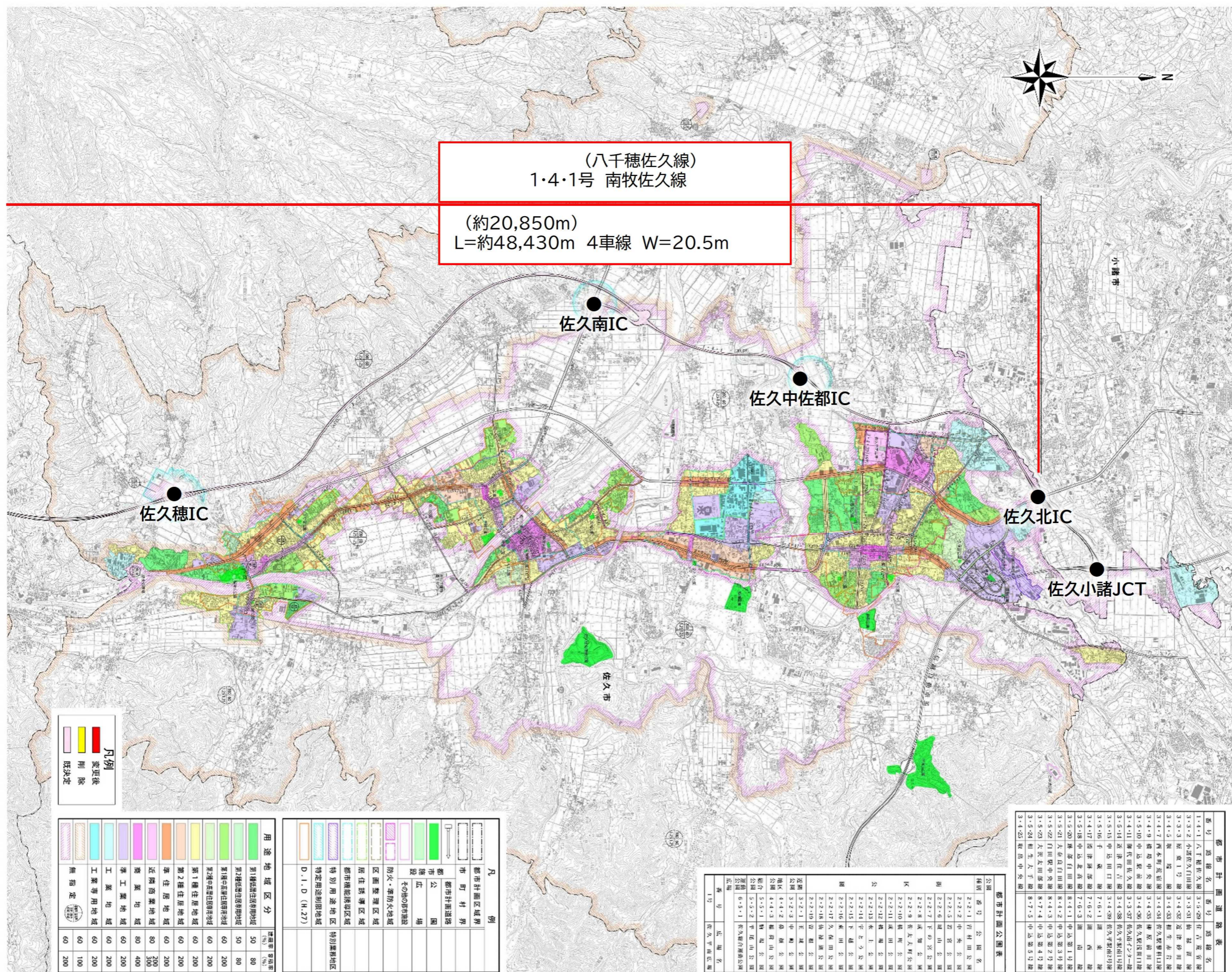
1. 投影はユニバーサル横メルカトル図法、座標帯は第54帯、中央子午線は東経141°
2. 図面に付した距離は経緯度差1分ごとの目盛
3. 高さの表示は東京湾の平均海面
4. 等高線及び等深線の間隔は10メートル
5. 磁気偏角は西偏約7°20'
6. 図式は平成24年国土院告示第110号
7. 本図上部の枠内には、この地区の購入者が入りしたものをそのまゝ記載しています

1 : 25,000

凡例	
—	変更線
—	削除線
 	既決定
 	都市計画区域境界
 	市界
 	町界
 	村界

令和5年 8月 4日 調製
13844-3611-A0+20230804-122226-0000
測量法に基づく国土地理院長承認(複製) 承認番号H5JH03
本製品を複製する場合、国土地理院の長の承認を得なければならない

佐久都市計画道路の変更 総括図 (長野県決定)
1・4・1号 南牧佐久線



(八千穂佐久線)
1・4・1号 南牧佐久線
(約20,850m)
L=約48,430m 4車線 W=20.5m

凡例
変更後
削除
既決定

用途地域区分	変更率 (%)	割合 (%)
第1種中高層住居専用地域	50	80
第2種中高層住居専用地域	50	80
第1種低層住居専用地域	60	200
第2種低層住居専用地域	60	200
第1種住居地域	60	200
第2種住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
商業地域	80	400
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
工業専用地域	60	200
無指定	60	100
	60	200

凡例	例
都市計画区域境界	
市町村境界	
都市計画道路	
公園	
施設	
その他防護施設	
防火・準防火地域	
区画整理区域	
居住誘導区域	
都市機能誘導区域	
特別用途地区	
特定用途制限地域	
D.I.D (H.27)	

公園種別	公園番号	公園名称
公園	2-2-1	岩村田公園
公園	2-2-2	中央公園
公園	2-2-3	菅野公園
公園	2-2-4	下山公園
公園	2-2-5	下山公園
公園	2-2-6	下山公園
公園	2-2-7	下山公園
公園	2-2-8	下山公園
公園	2-2-9	下山公園
公園	2-2-10	下山公園
公園	2-2-11	下山公園
公園	2-2-12	下山公園
公園	2-2-13	下山公園
公園	2-2-14	下山公園
公園	2-2-15	下山公園
公園	2-2-16	下山公園
公園	2-2-17	下山公園
公園	2-2-18	下山公園
公園	2-2-19	下山公園
公園	3-2-1	下山公園
公園	3-2-2	下山公園
公園	3-2-3	下山公園
公園	3-2-4	下山公園
公園	3-2-5	下山公園
公園	3-2-6	下山公園
公園	3-2-7	下山公園
公園	3-2-8	下山公園
公園	3-2-9	下山公園
公園	3-2-10	下山公園
公園	3-2-11	下山公園
公園	3-2-12	下山公園
公園	3-2-13	下山公園
公園	3-2-14	下山公園
公園	3-2-15	下山公園
公園	3-2-16	下山公園
公園	3-2-17	下山公園
公園	3-2-18	下山公園
公園	3-2-19	下山公園
公園	3-2-20	下山公園
公園	3-2-21	下山公園
公園	3-2-22	下山公園
公園	3-2-23	下山公園
公園	3-2-24	下山公園
公園	3-2-25	下山公園
公園	3-2-26	下山公園
公園	3-2-27	下山公園
公園	3-2-28	下山公園
公園	3-2-29	下山公園
公園	3-2-30	下山公園
公園	3-2-31	下山公園
公園	3-2-32	下山公園
公園	3-2-33	下山公園
公園	3-2-34	下山公園
公園	3-2-35	下山公園
公園	3-2-36	下山公園
公園	3-2-37	下山公園
公園	3-2-38	下山公園
公園	3-2-39	下山公園
公園	3-2-40	下山公園
公園	3-2-41	下山公園
公園	3-2-42	下山公園
公園	3-2-43	下山公園
公園	3-2-44	下山公園
公園	3-2-45	下山公園
公園	3-2-46	下山公園
公園	3-2-47	下山公園
公園	3-2-48	下山公園
公園	3-2-49	下山公園
公園	3-2-50	下山公園
公園	3-2-51	下山公園
公園	3-2-52	下山公園
公園	3-2-53	下山公園
公園	3-2-54	下山公園
公園	3-2-55	下山公園
公園	3-2-56	下山公園
公園	3-2-57	下山公園
公園	3-2-58	下山公園
公園	3-2-59	下山公園
公園	3-2-60	下山公園
公園	3-2-61	下山公園
公園	3-2-62	下山公園
公園	3-2-63	下山公園
公園	3-2-64	下山公園
公園	3-2-65	下山公園
公園	3-2-66	下山公園
公園	3-2-67	下山公園
公園	3-2-68	下山公園
公園	3-2-69	下山公園
公園	3-2-70	下山公園
公園	3-2-71	下山公園
公園	3-2-72	下山公園
公園	3-2-73	下山公園
公園	3-2-74	下山公園
公園	3-2-75	下山公園
公園	3-2-76	下山公園
公園	3-2-77	下山公園
公園	3-2-78	下山公園
公園	3-2-79	下山公園
公園	3-2-80	下山公園
公園	3-2-81	下山公園
公園	3-2-82	下山公園
公園	3-2-83	下山公園
公園	3-2-84	下山公園
公園	3-2-85	下山公園
公園	3-2-86	下山公園
公園	3-2-87	下山公園
公園	3-2-88	下山公園
公園	3-2-89	下山公園
公園	3-2-90	下山公園
公園	3-2-91	下山公園
公園	3-2-92	下山公園
公園	3-2-93	下山公園
公園	3-2-94	下山公園
公園	3-2-95	下山公園
公園	3-2-96	下山公園
公園	3-2-97	下山公園
公園	3-2-98	下山公園
公園	3-2-99	下山公園
公園	3-2-100	下山公園

都市計画道路の計画諸元

今回新たに決定する区間の計画諸元は以下のとおり

項目	内容
道路の種別	自動車専用道路
起終点	起点：長野県南佐久郡南牧村（山梨県境） 終点：長野県南佐久郡佐久穂町（八千穂高原IC）
延長	約28km
車線数	4車線
設計速度	80km/h
幅員	20.5m（標準幅員）
構造の概要	地表式、嵩上式、地下式、掘割式
インターチェンジ	3箇所

都市計画道路の決定幅

=

道路の幅員

【横断面の例】

